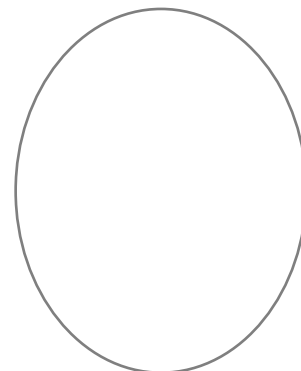


第3期茂原市子ども・子育て支援事業計画
(案)

令和7年3月
茂原市

はじめに



令和 年 月

茂原市長

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の背景	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制.....	4
第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状	5
1 人口と世帯の状況.....	5
2 婚姻・出産等の状況.....	8
3 就業の状況	12
4 教育・保育事業の状況.....	14
5 茂原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査概要.....	18
6 茂原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果.....	19
7 本市の現状からみる主な課題.....	30
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 計画の基本理念.....	33
2 計画の重点施策と分野別施策.....	34
3 SDGsとの関連性.....	36
4 施策体系	37
第4章 子ども・子育て支援サービスの見込量と確保方策	38
1 子ども・子育て支援サービスの概要.....	38
2 教育・保育の提供区域の設定.....	39
3 教育・保育施設の量の見込みと確保方策.....	41
4 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策.....	44
5 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保.....	54
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	54

第5章 分野別施策の推進	55
基本目標1 地域における子育て支援の充実.....	55
基本目標2 母親と乳幼児等の健康の保持及び増進.....	61
基本目標3 子育てを支援する環境の整備.....	69
基本目標4 配慮を必要とする子どもや家庭への支援.....	72

第6章 計画の推進	78
1 役割分担と連携.....	78
2 進行管理	78

資料編

1 計画策定の経過.....	
2 茂原市子ども・子育て審議会条例.....	
3 茂原市子ども・子育て審議会委員名簿.....	

計画の策定にあたって

1 計画の背景

子どもたちを取り巻く環境は、少子化や核家族化、ライフスタイルや価値観の多様化、地域のつながりの希薄化など大きく変化し、また、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加などにより、子どもの成長を社会全体で後押しすることが求められています。

そのような中、国では、令和5年4月1日に「こども家庭庁」が発足し、同日に「こども基本法」が施行されました。こども基本法では、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものとしています。

また、令和5年12月には、こども基本法に基づき、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定める「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととされました。この「こども大綱」の考え方に基づき、次元の異なる少子化対策として「こども未来戦略」も閣議決定され、加速化プランとして児童手当の拡充やこども誰でも通園制度等の具体的な施策が示されました。

本市では、「子ども・子育て新制度」の開始に伴い、平成27年3月に「茂原市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等を総合的かつ効率的に提供できるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。その後、国による待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」や放課後児童対策の更なる推進を目指す「新・放課後子ども総合プラン」、幼児教育・保育の無償化などを踏まえ、令和2年3月に「第2期茂原市子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」という。）」を策定しました。

このたび、「第2期計画」の計画期間が終了することに伴い、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「第3期茂原市子ども・子育て支援事業計画（以下「第3期計画」という。）」を新たに策定し、計画的に施策を推進しようとするものです。

この第3期計画では、第1期及び第2期計画の基本理念や基本目標等を継承しつつ、「こども大綱」や「こども未来戦略」における加速化プランの方向性、子ども・子育て支援法に基づく基本指針など、国の動向を踏まえるとともに、本市の現状や課題、アンケート調査の結果を反映した内容とします。

本市の未来を担う子どもたち一人一人が生き生きと輝くことができるよう、地域が一体となって「みんなで育てる」まちを目指して計画を策定していきます。

② 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するもので、市町村が定める「教育・保育提供区域」ごとに各年度の「教育・保育」の必要量の見込み及び、「地域子ども・子育て支援事業」の必要量の見込み、並びにこれらの提供体制の確保の内容と実施時期等を定めます。

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

(2) 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

第1期及び第2期計画の方向性を引き継ぎ、第3期計画においても、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「市町村行動計画」の性格を持ち合わせることにします。

次世代育成支援対策推進法

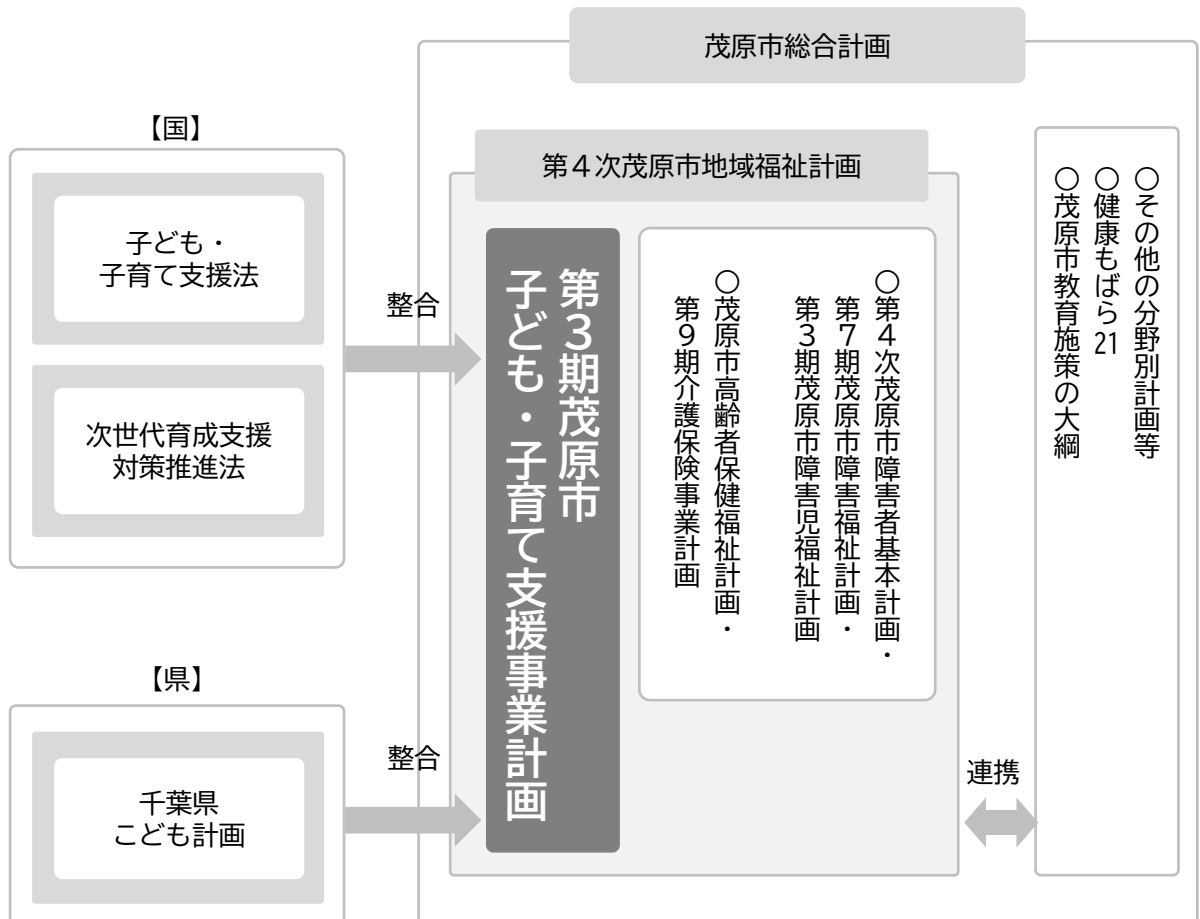
(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

(3) 本市の関連計画に配慮した計画

本計画は、「茂原市総合計画」を上位計画とし、本市における子ども・子育てを支援する方向性や目標及び具体的な施策・事業を示す分野別計画です。

また、子ども・子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなど、あらゆる分野にわたるため、関連する各分野の計画と調和を保ち策定します。



3 計画の期間

第3期計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、社会経済状況の変化や国の動向、市民ニーズなどを踏まえながら、必要に応じて計画を見直します。

計画期間						
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期計画	第3期茂原市子ども・子育て支援事業計画					次期計画

4 計画の策定体制

(1) 茂原市子ども・子育て審議会

本計画の策定にあたって、幅広い意見を反映させるため、学識経験者、児童福祉・教育関係者、さらには一般公募の市民等で組織する「茂原市子ども・子育て審議会」を開催し、計画内容について協議しました。

(2) 茂原市子ども・子育て支援事業計画庁内策定推進会議

計画内容を実務的に検討するため、「茂原市子ども・子育て支援事業計画庁内策定推進会議」において、計画内容を検討しました。

(3) 子育て支援に関するニーズ調査

第3期計画の策定にあたって、子育て世帯の生活実態や要望・意見等を把握するために、市内の在宅児の保護者300人、未就学児の保護者900人、小学生の保護者800人を住民基本台帳から無作為抽出し、令和6年1月15日から令和6年1月31日にアンケート調査を実施しました。

回収状況

区分	配布数	有効回答数	有効回答率
在宅児の保護者	300件	148件	49.3%
未就学児の保護者	900件	696件	77.3%
小学生の保護者	800件	639件	79.9%
区分不明		40件	
合計	2,000件	1,523件	76.2%

※区分不明は、園、学校等を通じて回収した調査票のうち、年齢不明の件数となります

(4) パブリックコメント

茂原市子ども・子育て審議会等で協議された計画案を、令和6年12月9日から令和7年1月10日まで、市公式ウェブサイト等で公表し、広く市民の方々から意見を募集しました。募集にあたっては、「広報もばら」等でパブリックコメントの実施について周知しました。

第2章

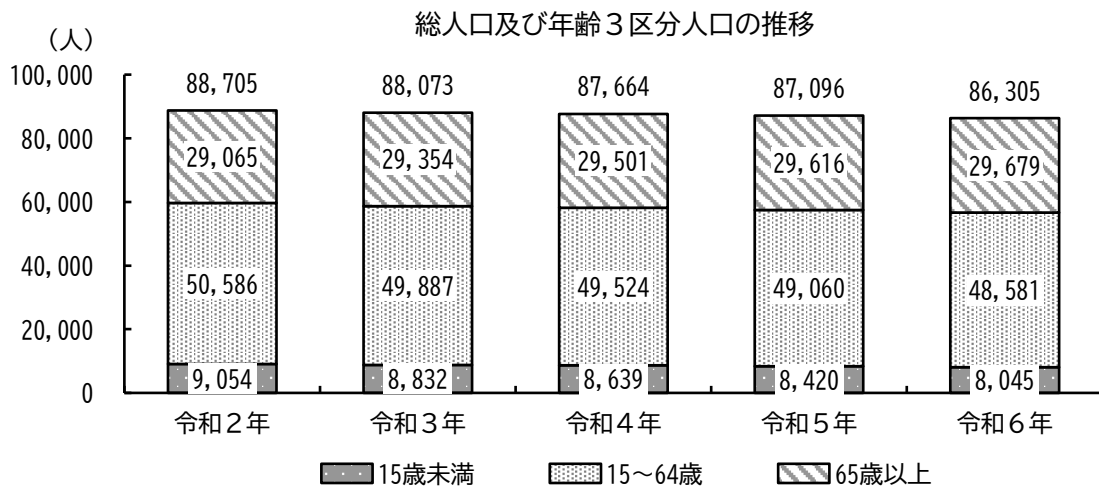
子ども・子育てをめぐる本市の現状

1 人口と世帯の状況

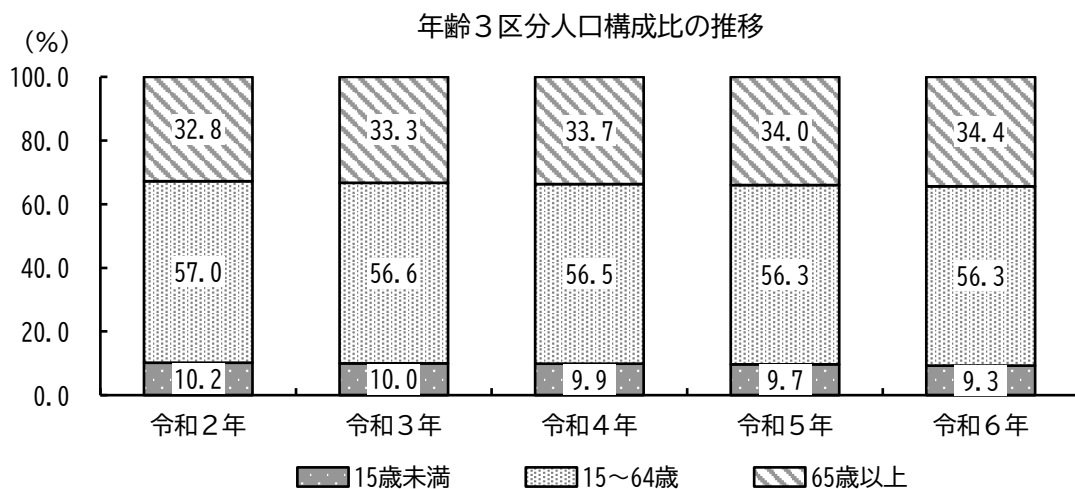
(1) 総人口及び年齢3区分別人口

本市の人口は、令和6年4月1日現在、86,305人となっています。令和2年からの5年間の推移をみると、年々減少しており、5年間で2,400人の減少となっています。

年齢3区分でみると、65歳以上の高齢者人口は増加しているものの、15～64歳の生産年齢人口、15歳未満の年少人口が減少しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。



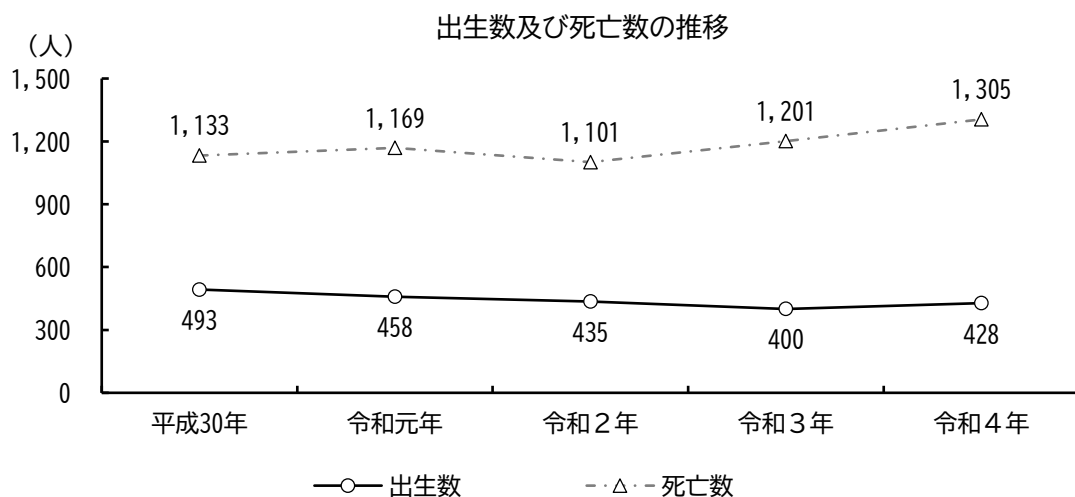
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 自然動態

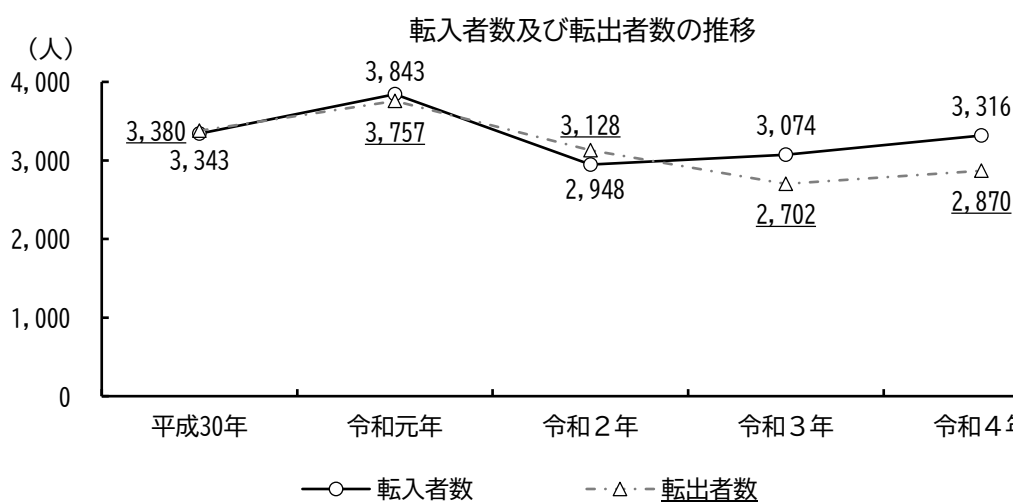
本市の出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向にあります。



資料：千葉県衛生統計年報

(3) 社会動態

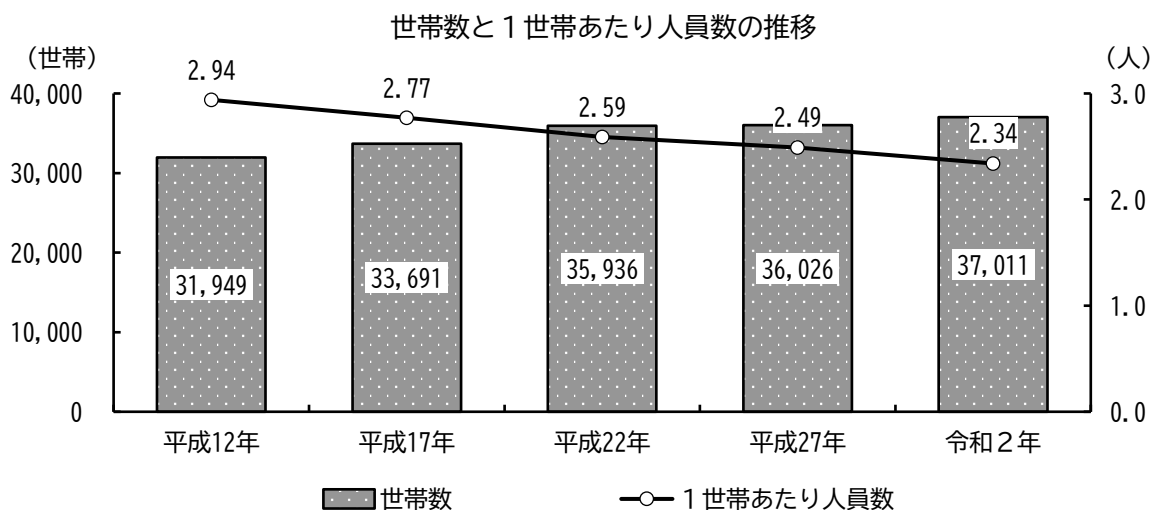
本市の転入者数及び転出者数の推移をみると、令和2年には、転入者数が転出者数を下回っていましたが、令和3年以降は上回っています。



資料：千葉県毎月常住人口調査（各年1月1日～翌年1月1日）

(4) 世帯数

本市の世帯数は、年々増加しており、令和2年は37,011世帯となっています。
一方、1世帯あたり人員数は年々減少しています。

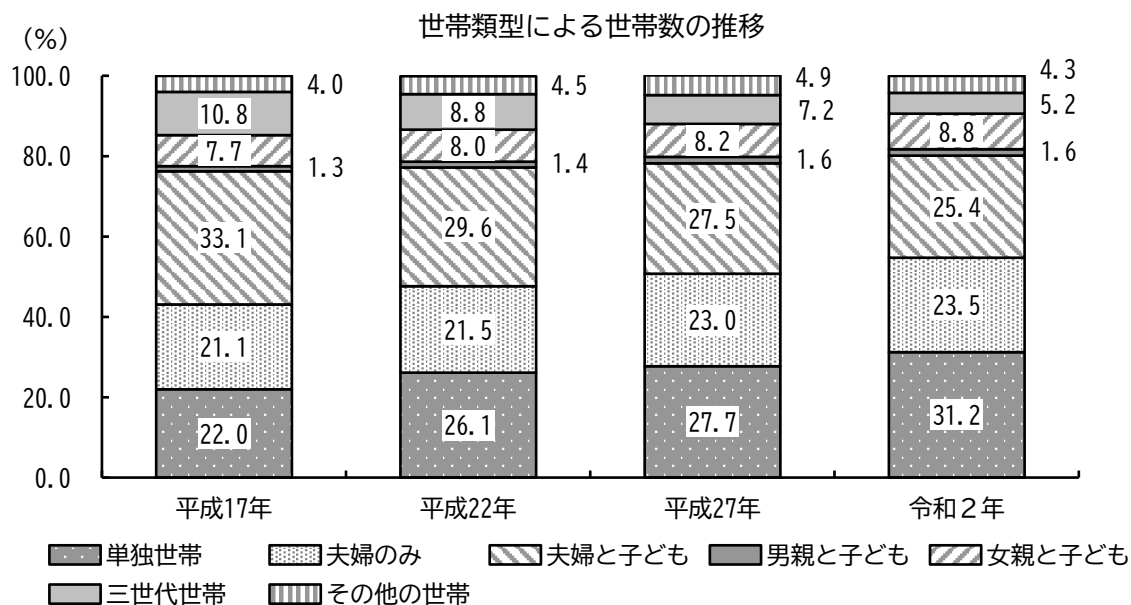


資料：国勢調査

(5) 世帯類型

本市の世帯類型をみると、単独世帯、核家族世帯（夫婦のみ、夫婦と子ども、男親と子ども、女親と子ども）が年々増加しています。

核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子どもの世帯が減少し、夫婦のみの世帯やひとり親と子どもの世帯が増加しています。

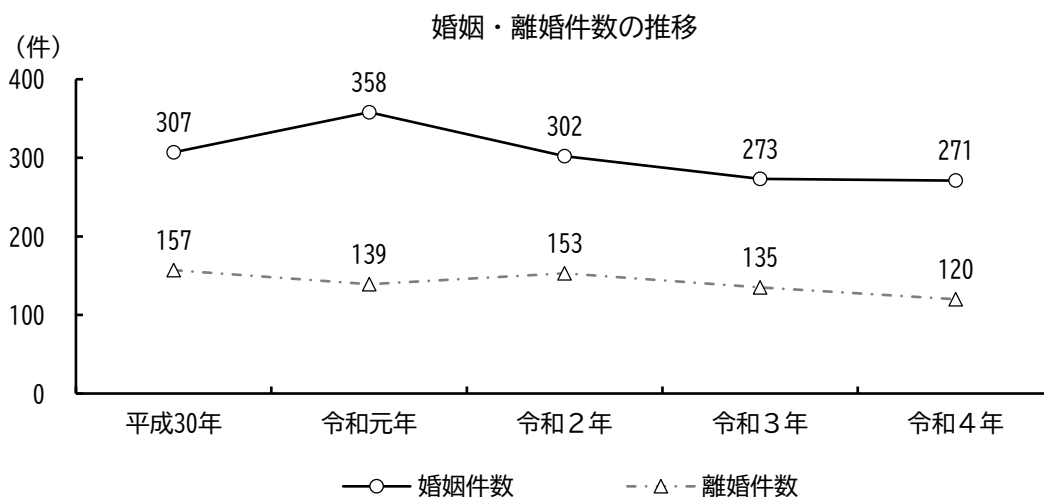


資料：国勢調査

② 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚件数

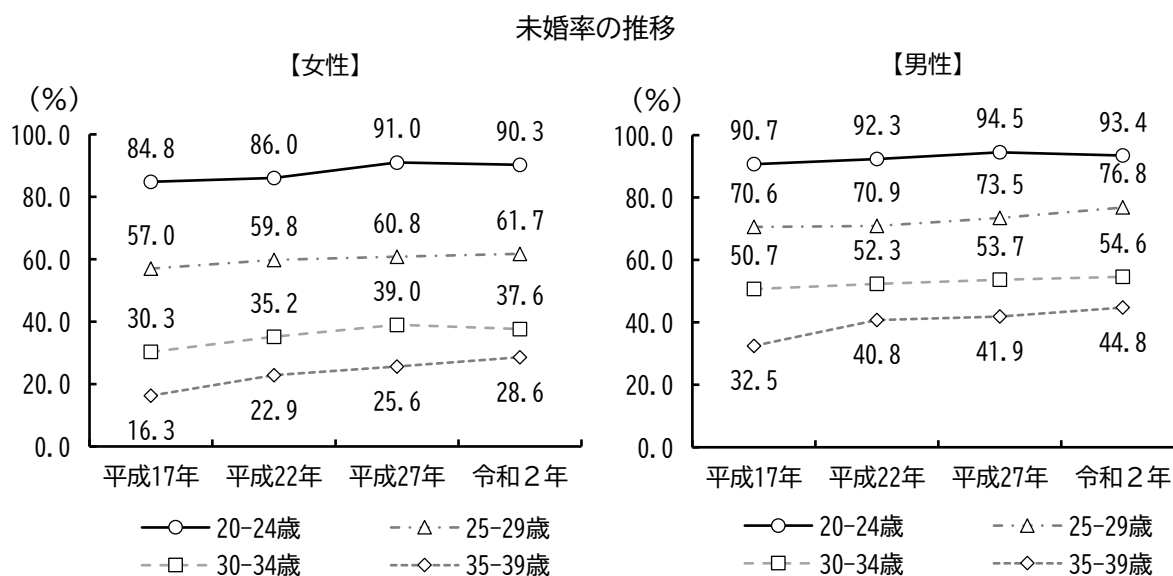
本市の婚姻件数は令和元年以降減少しており、令和4年では271件となっています。また、離婚件数も減少傾向で推移しており、令和4年では120件となっています。



資料：千葉県衛生統計年報

(2) 未婚率

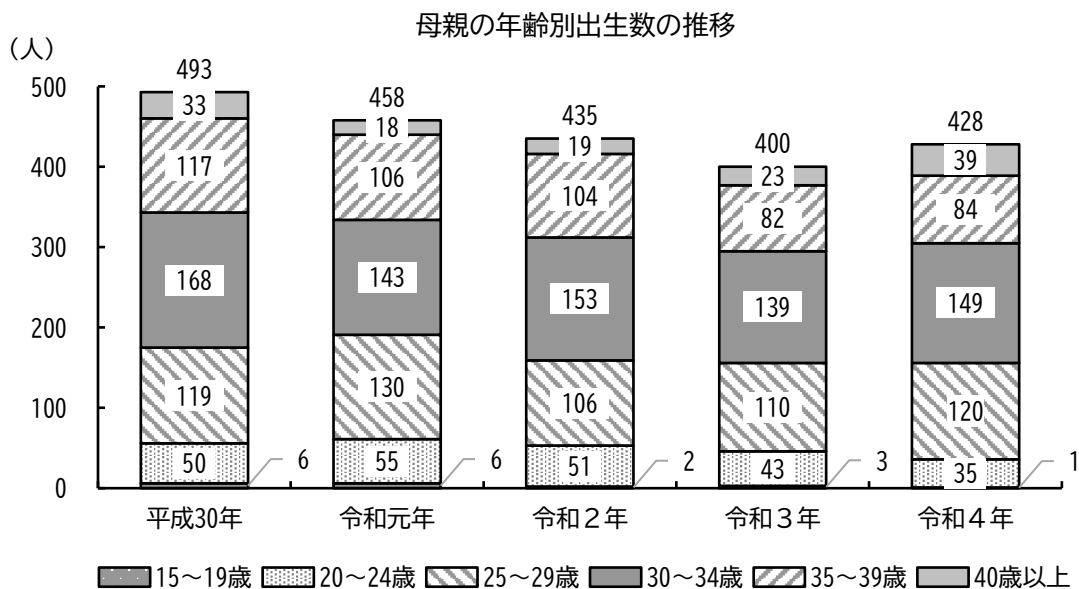
男女ともに年代が低いほど未婚率は高くなっています。男女ともに、35～39歳の未婚率の上昇が大きく、どちらも15年間で12.3ポイント上昇しています。



資料：国勢調査

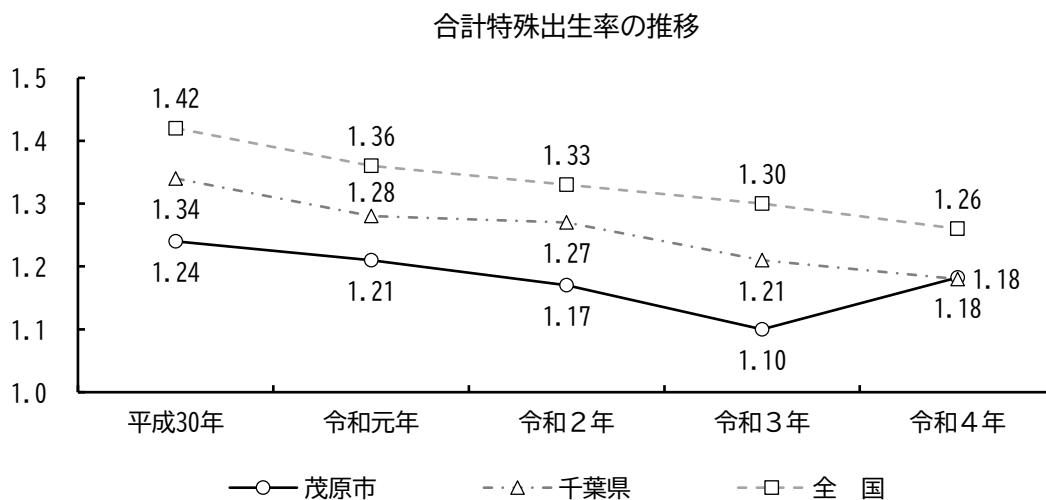
(3) 出生数

本市の出生数は、令和3年まで減少していましたが、令和4年は増加し428人となっています。また、全体に対する高齢出産の割合は横ばいで推移しています。



(4) 合計特殊出生率

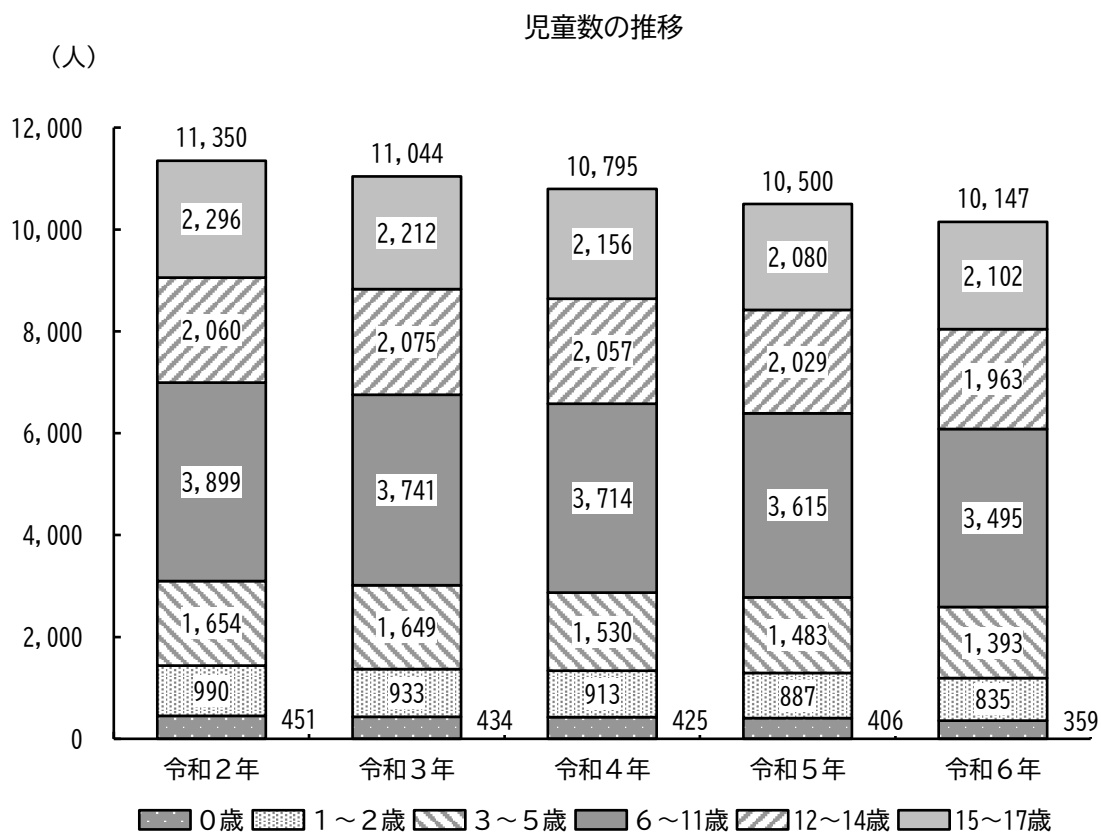
本市の合計特殊出生率は、平成30年以降全国及び千葉県の数値を下回って減少していましたが、令和4年に1.18となり千葉県と並びました。



(5) 児童数

本市の18歳未満の児童数は、令和6年4月1日現在で10,147人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は2,587人、6～11歳の小学生児童数は3,495人、12～14歳の中学生児童数は1,963人、15～17歳の児童数は2,102人となっています。

令和2年から令和6年までの5年間の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。



単位：人

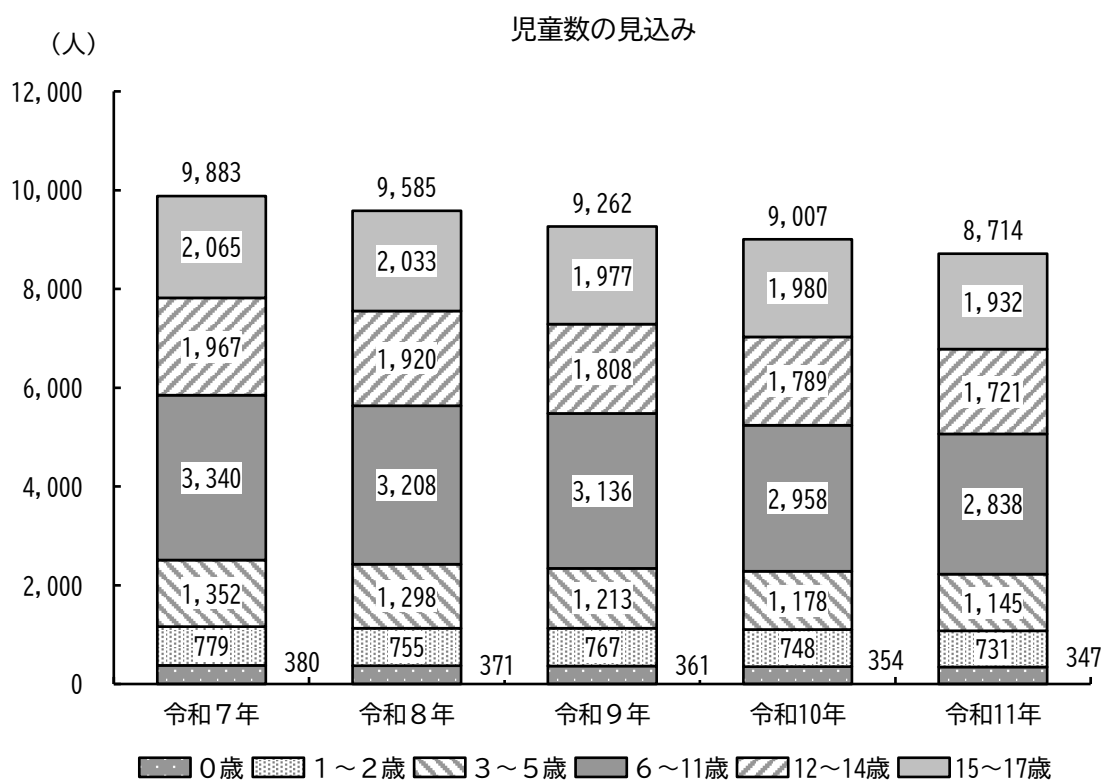
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	451	434	425	406	359
1～2歳	990	933	913	887	835
3～5歳	1,654	1,649	1,530	1,483	1,393
6～11歳	3,899	3,741	3,714	3,615	3,495
12～14歳	2,060	2,075	2,057	2,029	1,963
15～17歳	2,296	2,212	2,156	2,080	2,102
合計	11,350	11,044	10,795	10,500	10,147

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(6) 児童数の見込み

第3期計画の対象となる児童の見込みについては、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法^{※1}により、計画の最終年度である令和11年までの推計を行いました。

0歳から17歳の児童数は、いずれの年齢も減少傾向で推移することが予測され、令和11年には9,000人を下回るなど、令和7年の9,883人から令和11年には8,714人となり、1,169人の減少が見込まれます。



単位：人

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	380	371	361	354	347
1~2歳	779	755	767	748	731
3~5歳	1,352	1,298	1,213	1,178	1,145
6~11歳	3,340	3,208	3,136	2,958	2,838
12~14歳	1,967	1,920	1,808	1,789	1,721
15~17歳	2,065	2,033	1,977	1,980	1,932
合計	9,883	9,585	9,262	9,007	8,714

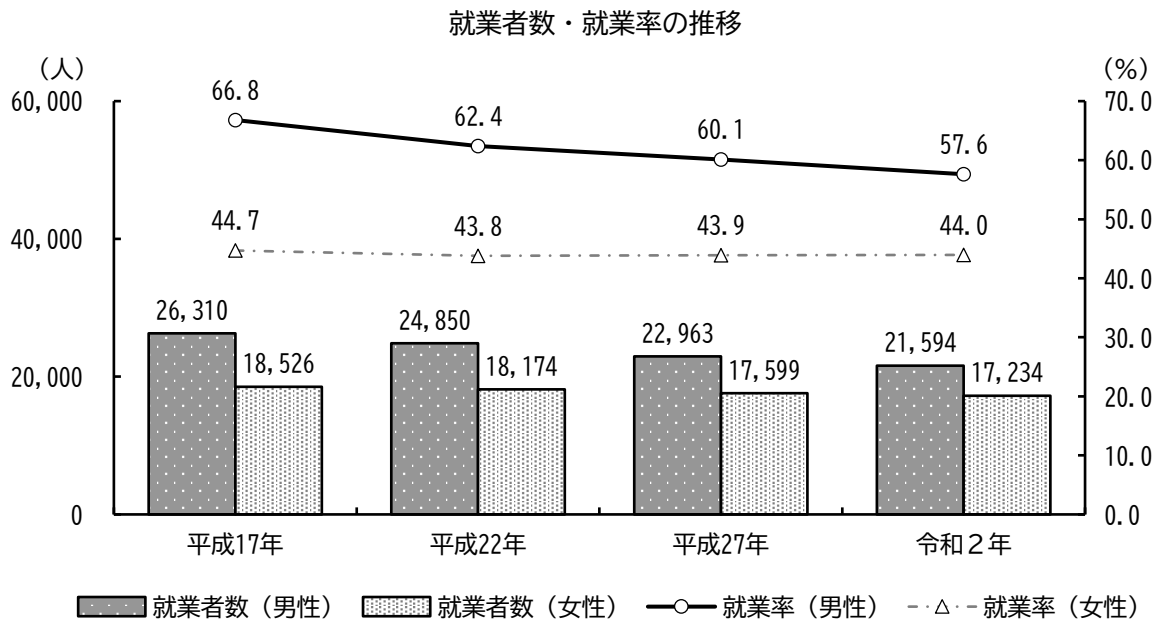
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

※1 コーホート変化率法：各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 就業の状況

(1) 就業者数・就業率

本市の就業者数は、男女ともに平成17年以降年々減少しています。
就業率は、男性は年々低下していますが、女性は横ばいで推移しています。

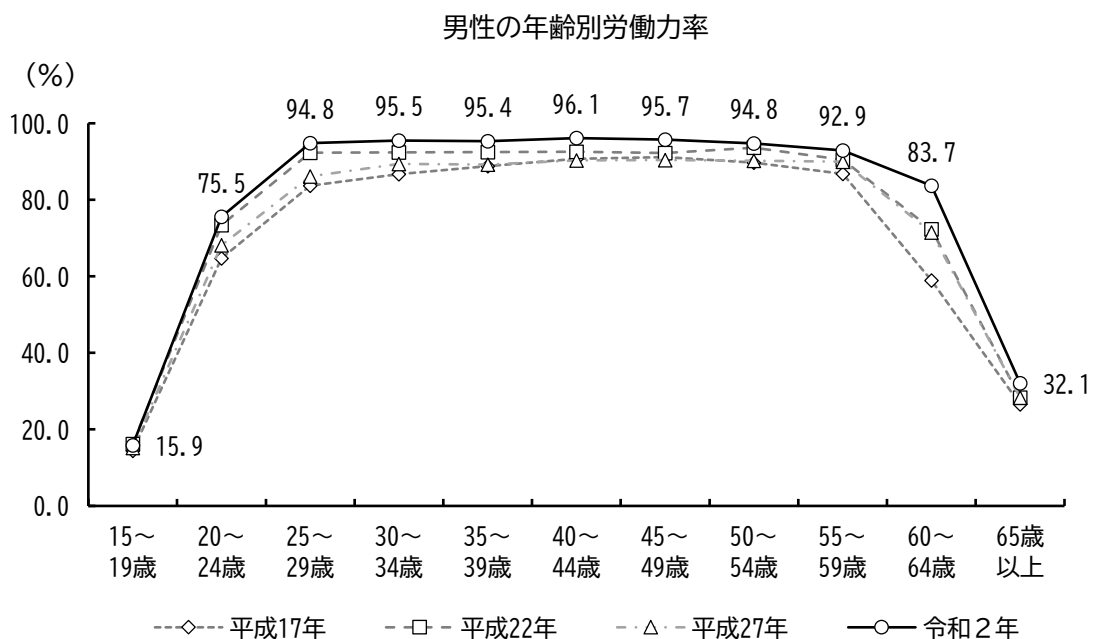
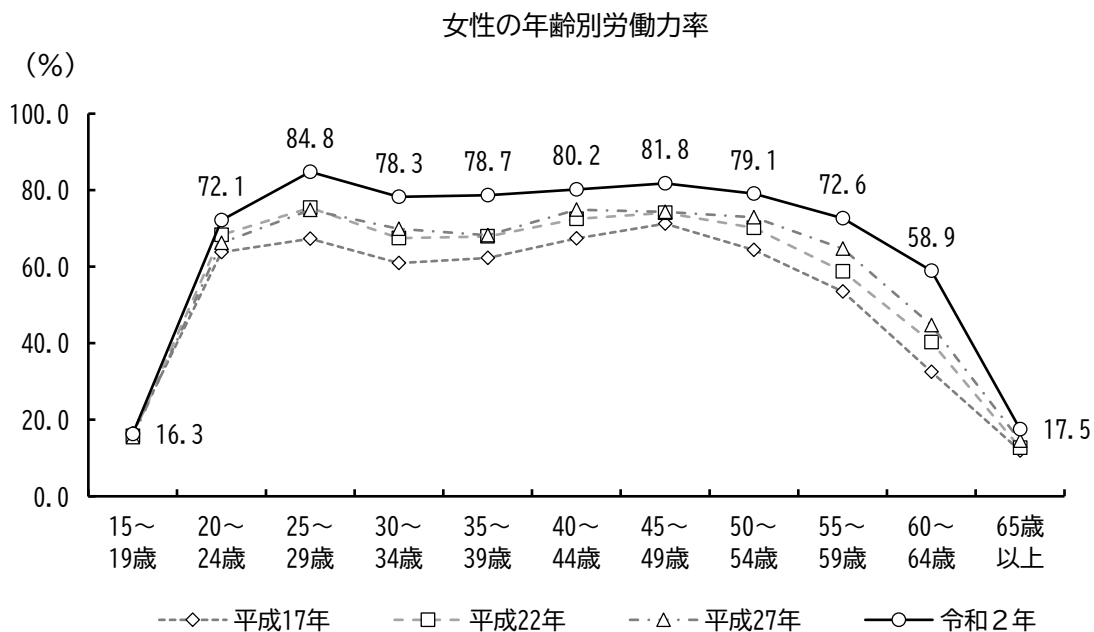


資料： 国勢調査

(2) 年齢別労働力率

年齢別の労働力率は男性、女性とも増加傾向にあります。

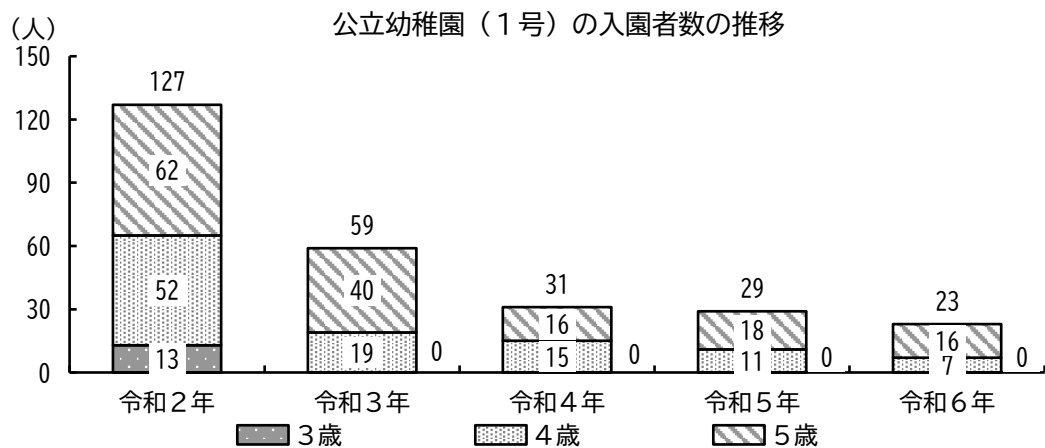
また、女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに減少し、さらに40歳を超えると再び高くなる「M字曲線」を示しています。30代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が多くなっているものと考えられますが、その差は年々小さくなっています。



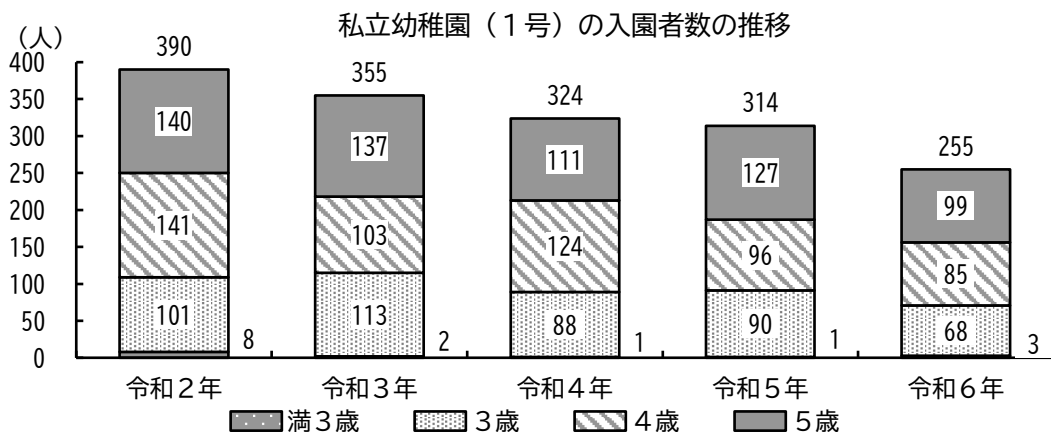
4 教育・保育事業の状況

(1) 幼稚園・認定こども園（1号※2）

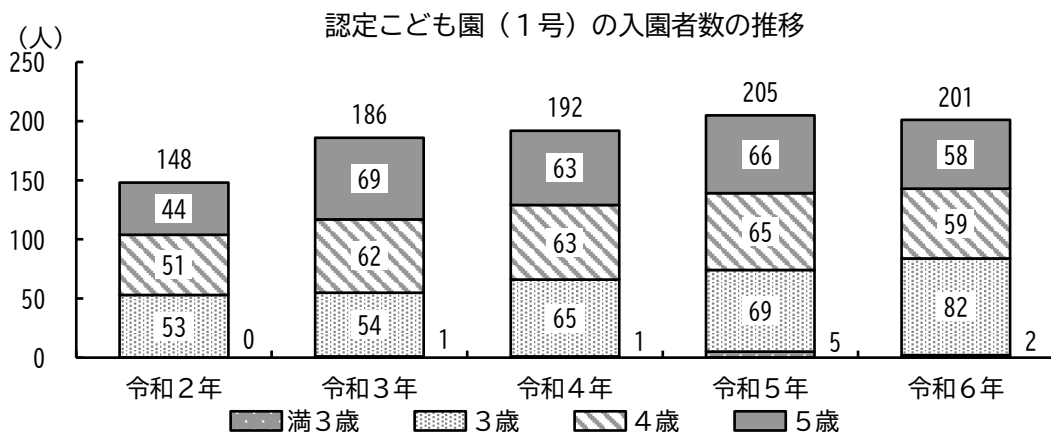
認定こども園へ移行するため、公立幼稚園が閉園したことに伴い、公立幼稚園の入園者数が減少しており、令和6年は23人となっています。また、幼稚園及び認定こども園（1号）の全体の入園者数も、減少傾向で推移しています。



資料：茂原市保育課（各年5月1日現在）



資料：茂原市保育課（各年5月1日現在）



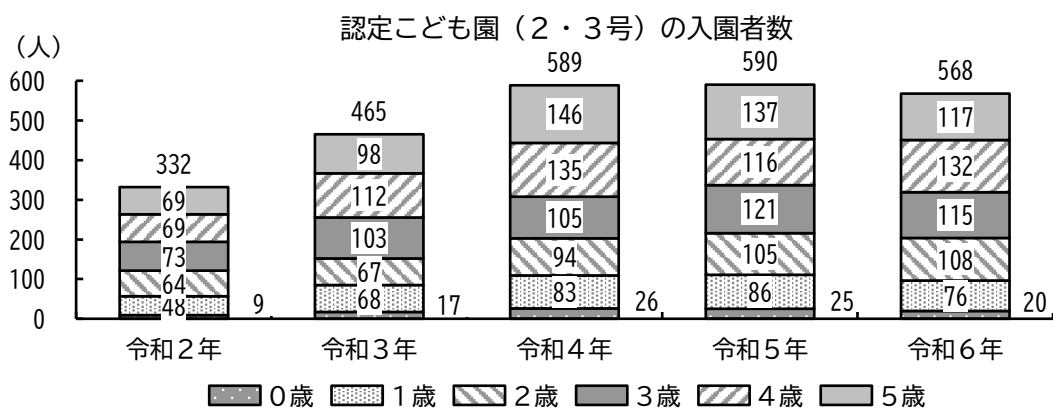
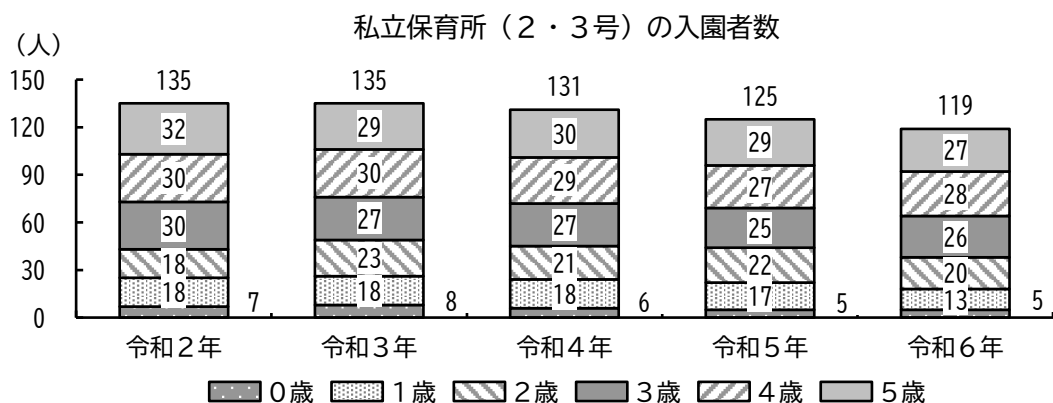
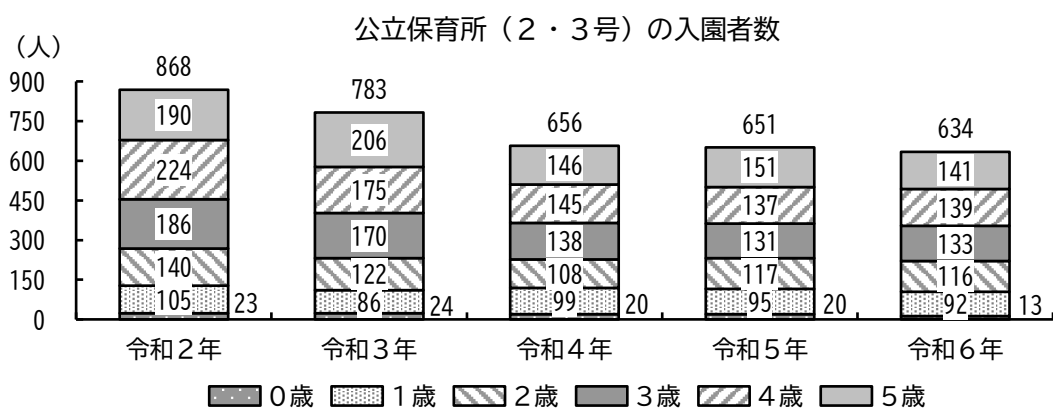
資料：茂原市保育課（各年5月1日現在）

※2 1号：1号認定（教育標準時間認定）。満3歳以上の就学前の子どもで、保育を必要としない子ども。

(2) 保育所・認定こども園（2・3号※3）

認定こども園へ移行するため、公立保育所が閉所したことに伴い、公立保育所の入園者数は減少傾向で推移しており、令和6年は634人となっています。

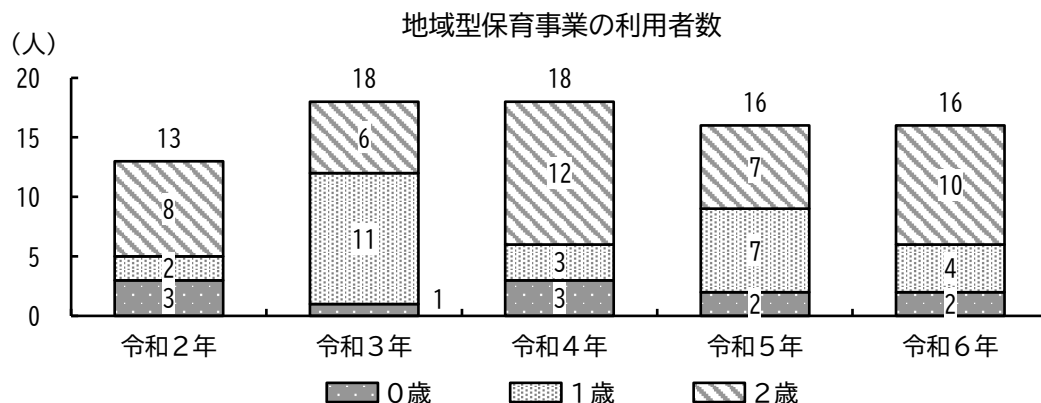
私立保育所の入園者数は令和6年に119人となり、認定こども園（2・3号）の入園者数が568人となっています。



※3 2号：2号認定（保育認定）。満3歳以上の就学前の子どもで、保育を必要とする子ども。
3号：3号認定（保育認定）。満3歳未満で保育を必要とする子ども

(3) 地域型保育事業（2・3号）

地域型保育事業の利用者数をみると、令和6年に16人となっており、1～2歳の利用が多くなっています。



資料：茂原市保育課（各年4月1日現在）

(4) 保育所等利用待機児童

保育所等の利用待機児童数は令和3年以降0人です。

待機児童数

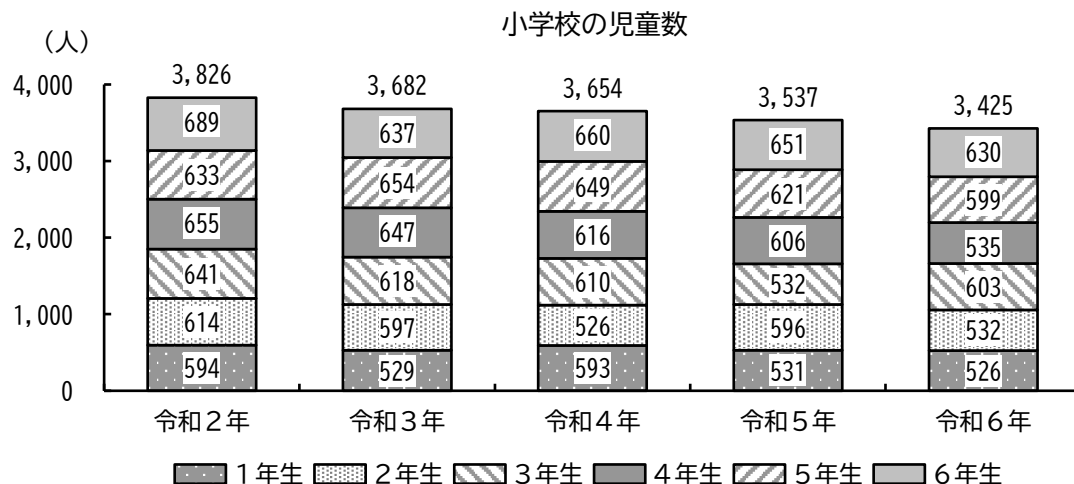
単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
待機児童数	4	0	0	0	0

資料：千葉県待機児童数（各年4月1日現在）

(5) 小学校児童数

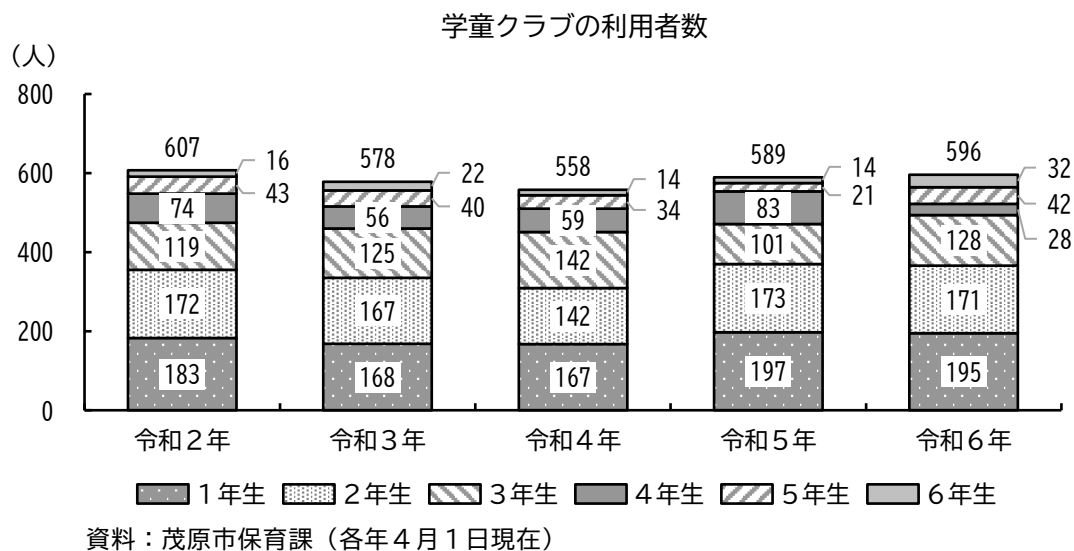
小学校児童数は年々減少しており、令和6年は3,425人となっています。



資料：千葉県学校基本調査（各年5月1日現在）

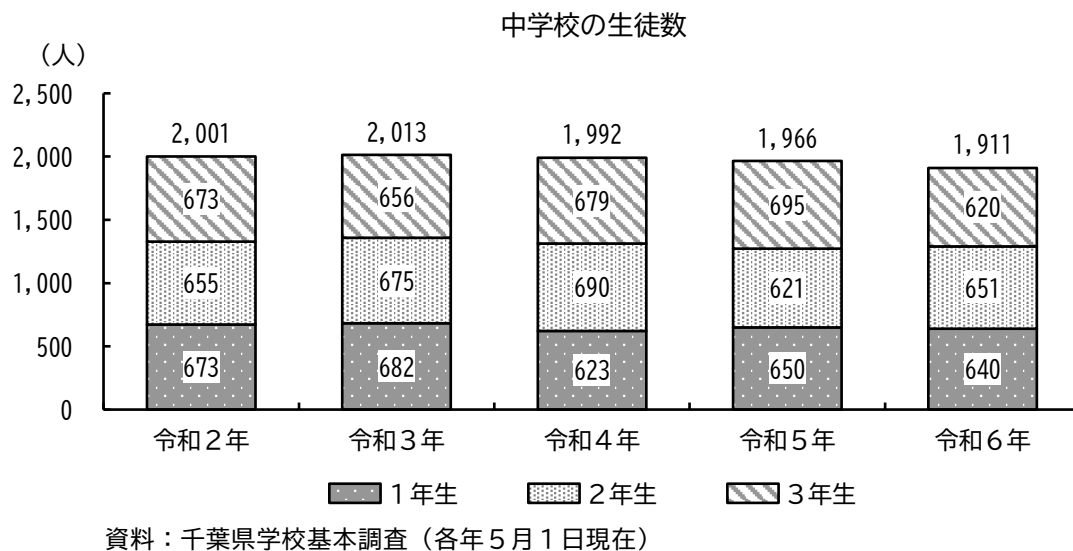
(6) 学童クラブの利用者数

学童クラブの利用者数は令和4年以降増加しており、令和6年は596人となっています。



(7) 中学校生徒数

中学校生徒数は年々減少しており、令和6年は1,911人となっています。



5 茂原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査概要

(1) 調査の目的

本調査は、第3期計画策定の基礎資料とするため、市民の皆さまの子育て支援事業に関するニーズ量や子育て支援に関するご意見・ご要望等を把握することを目的に実施しました。

(2) 調査期間

令和6年1月15日～1月31日

(3) 調査対象

区分	対象者	対象者数	配布数
在宅児	在宅児の保護者	2,776人	300人
未就学児	保育所(園)、幼稚園、認定こども園に通園している児童の保護者		900人
小学生	小学校1～3年生の保護者	1,694人	800人

(4) 回収結果

区分	調査方法	有効回収数	回収率
在宅児	郵送にて配布・回収	148件	49.3%
未就学児	施設にて配布・回収	696件	77.3%
小学生	学校にて配布・回収	639件	79.9%

(5) アンケート調査結果の概要を見るにあたっての注意点

- 調査結果の割合は、その設問の回答者数を基数として、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを示しているため、その合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答割合の合計は100.0%を超える場合があります。
- グラフ中の「n」とは、その設問の回答者数(母数)を表しています。
- 調査票の選択肢について、一部簡略化している場合があります。

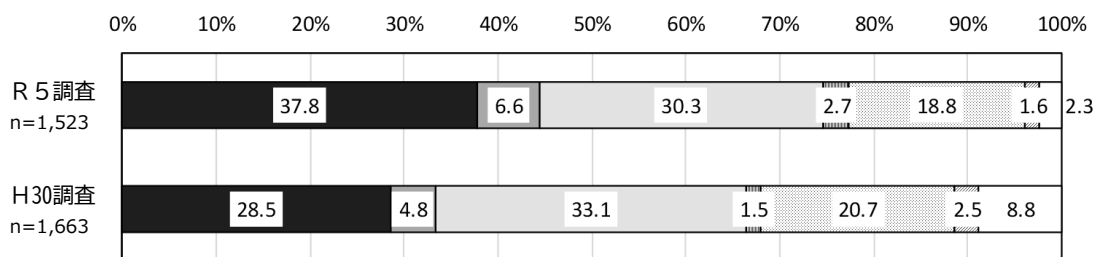
6 茂原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

(1) 母親・父親の就労状況（単数回答）

【母親】

母親の就労状況については、「就労している（フルタイムで、産休・育休・介護休業中ではない）」が37.8%で最も高く、次いで「就労している（パート・アルバイト等で、産休・育休・介護休業中ではない）」が30.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が18.8%となっています。

前回調査（H30調査）との比較では、「就労している（フルタイム、パート・アルバイト等の合計値）」で9.5ポイントの増加となっています。

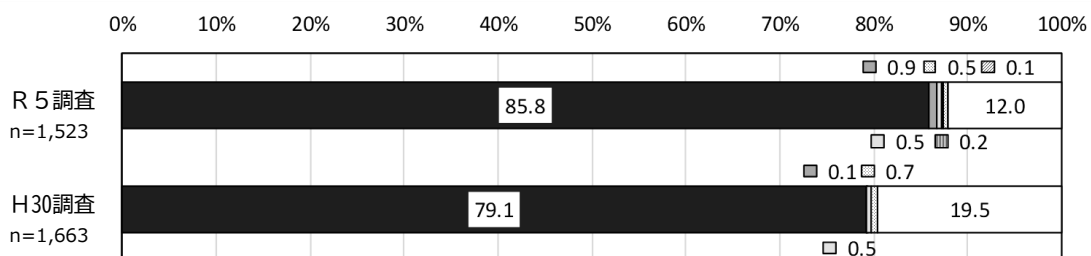


- 就労している（フルタイムで、産休・育休・介護休業中ではない）
- ▣ 就労している（フルタイムで、産休・育休・介護休業中）
- 就労している（パート・アルバイト等で、産休・育休・介護休業中ではない）
- ▤ 就労している（パート・アルバイト等で、産休・育休・介護休業中）
- ▥ 以前は就労していたが、現在は就労していない
- ▧ これまでに就労したことがない
- 無回答

【父親】

父親の就労状況については、「就労している（フルタイムで、産休・育休・介護休業中ではない）」が85.8%で最も高く、次いで「就労している（フルタイムで、産休・育休・介護休業中）」が0.9%となっています。

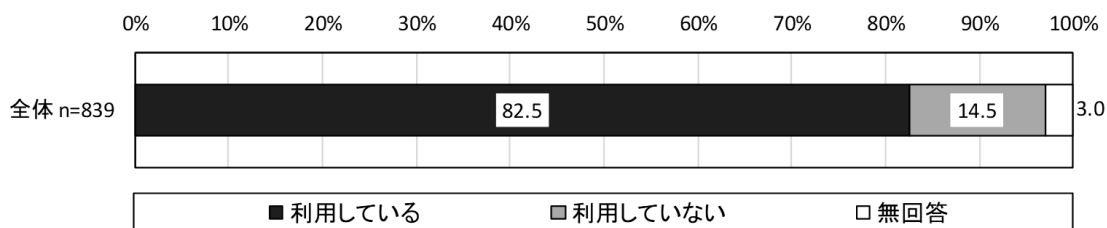
前回調査（H30調査）との比較では、「就労している（フルタイム、パート・アルバイト等の合計値）」で7.7ポイントの増加となっています。



- 就労している（フルタイムで、産休・育休・介護休業中ではない）
- ▣ 就労している（フルタイムで、産休・育休・介護休業中）
- 就労している（パート・アルバイト等で、産休・育休・介護休業中ではない）
- ▤ 就労している（パート・アルバイト等で、産休・育休・介護休業中）
- ▥ 以前は就労していたが、現在は就労していない
- ▧ これまでに就労したことがない
- 無回答

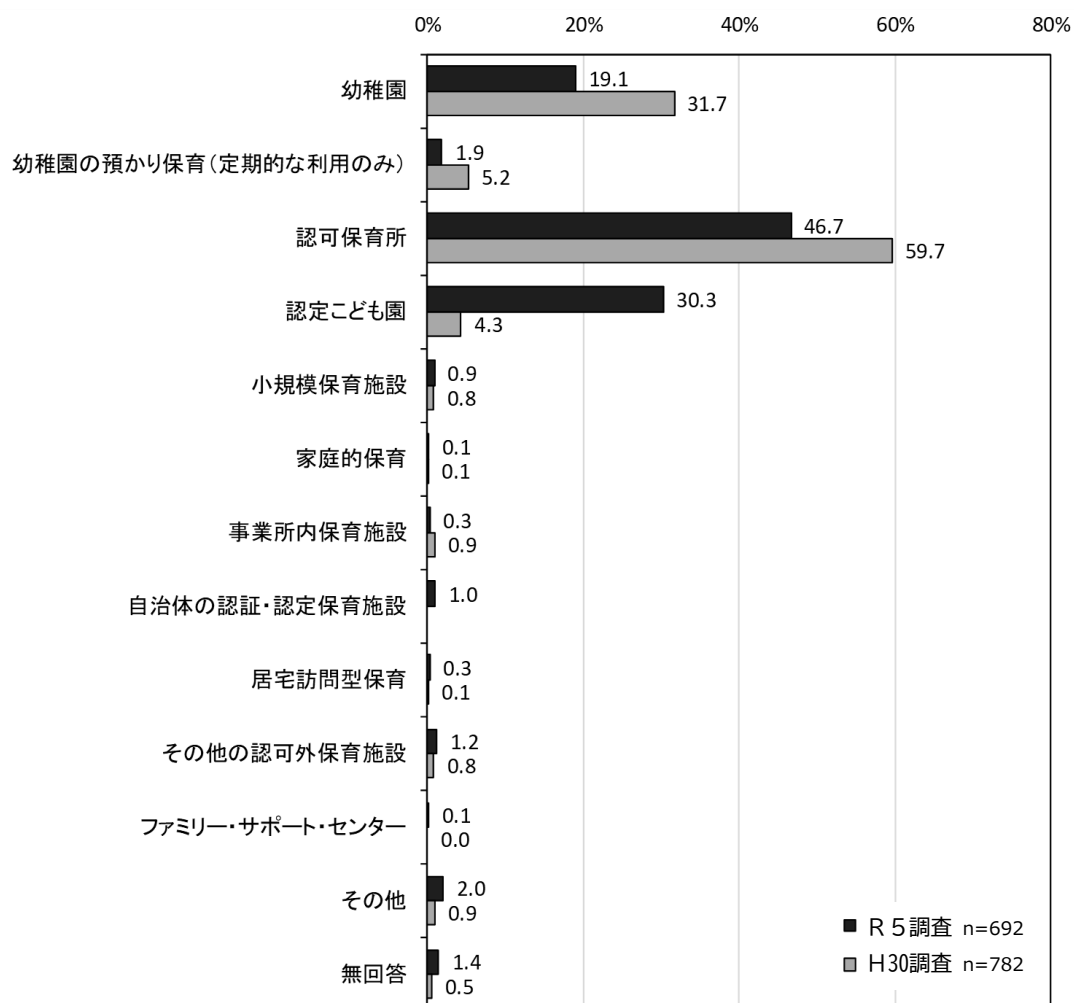
(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（単数・複数回答）

定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」が82.5%、「利用していない」が14.5%となっています。



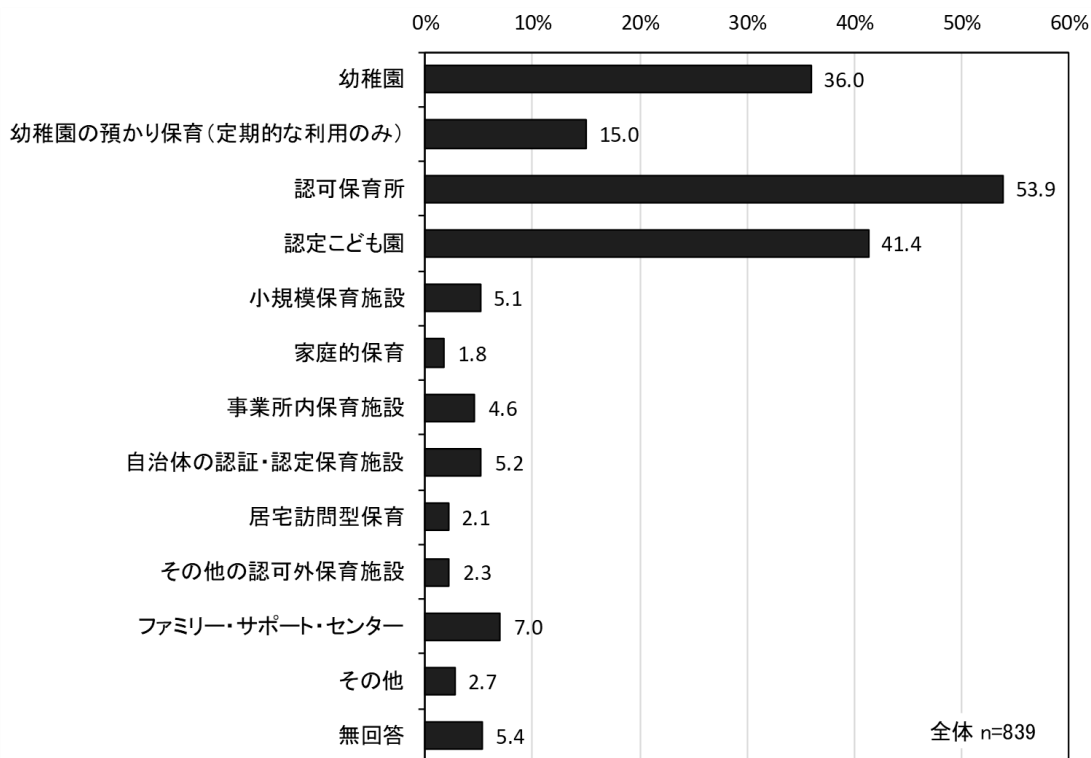
利用している教育・保育事業については、「認可保育所」が46.7%で最も高く、次いで「認定こども園」が30.3%、「幼稚園」が19.1%となっています。

前回調査（H30調査）との比較では、「幼稚園」が12.6ポイント、「認可保育所」が13.0ポイント減少し、「認定こども園」が26.0ポイントの増加となっています。



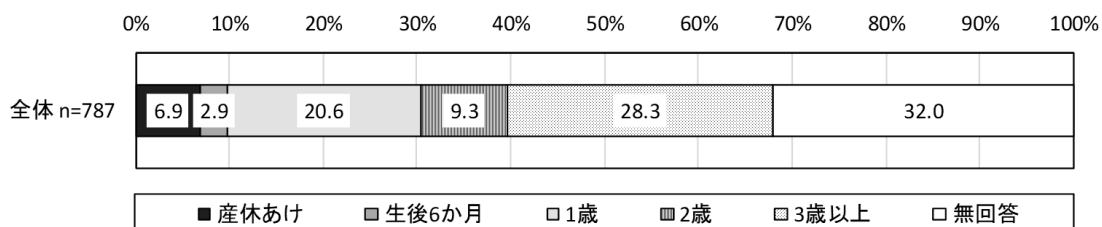
(3) 利用したい教育・保育事業（複数回答）

定期的にご利用したいと考える教育・保育事業については、「認可保育所」が53.9%で最も高く、次いで「認定こども園」が41.4%、「幼稚園」が36.0%となっています。



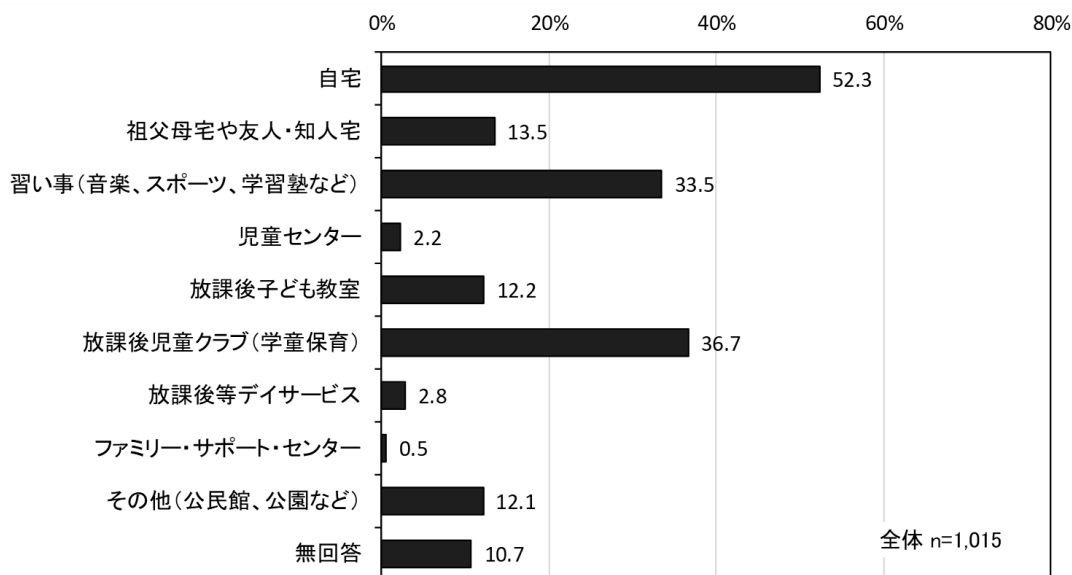
(4) 教育・保育の利用時期（単数回答）

希望する教育・保育事業について、子どもが何歳になったら利用したいと思うかについては、「3歳以上」が28.3%で最も高く、次いで「1歳」が20.6%、「2歳」が9.3%となっています。



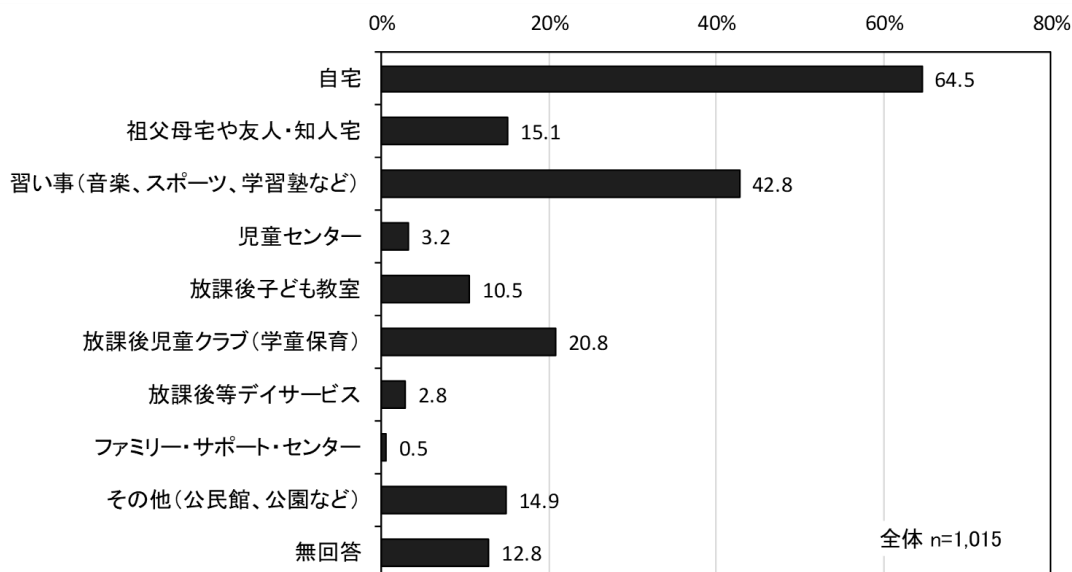
(5) 希望する低学年時の放課後の過ごし方（複数回答）

放課後の過ごし方について、小学校低学年（1～3年生）では、「自宅」が52.3%で最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が36.7%、「習い事（音楽、スポーツ、学習塾など）」が33.5%となっています。



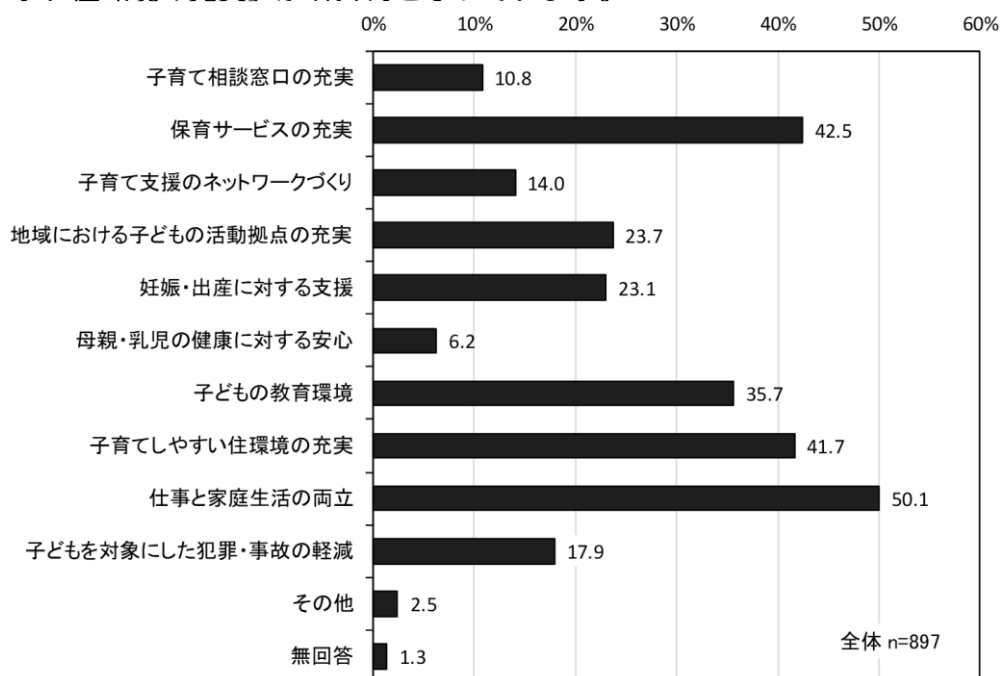
(6) 希望する高学年時の放課後の過ごし方（複数回答）

放課後の過ごし方について、小学校高学年（4～6年生）では、「自宅」が64.5%で最も高く、次いで「習い事（音楽、スポーツ、学習塾など）」が42.8%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が20.8%となっています。



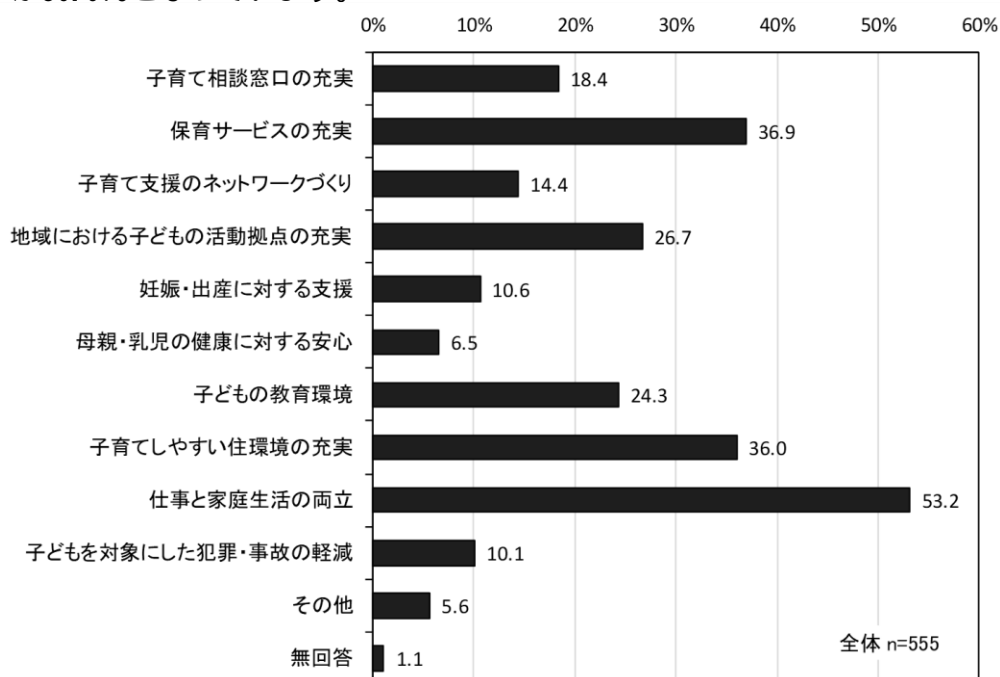
(7) 子育てに有効な支援・対策（あてはまるもの3つまで）

子育てをする中で、どのような支援・対策が有効だと感じているかについては、「仕事と家庭生活の両立」が50.1%で最も高く、次いで「保育サービスの充実」が42.5%、「子育てしやすい住環境の充実」が41.7%となっています。



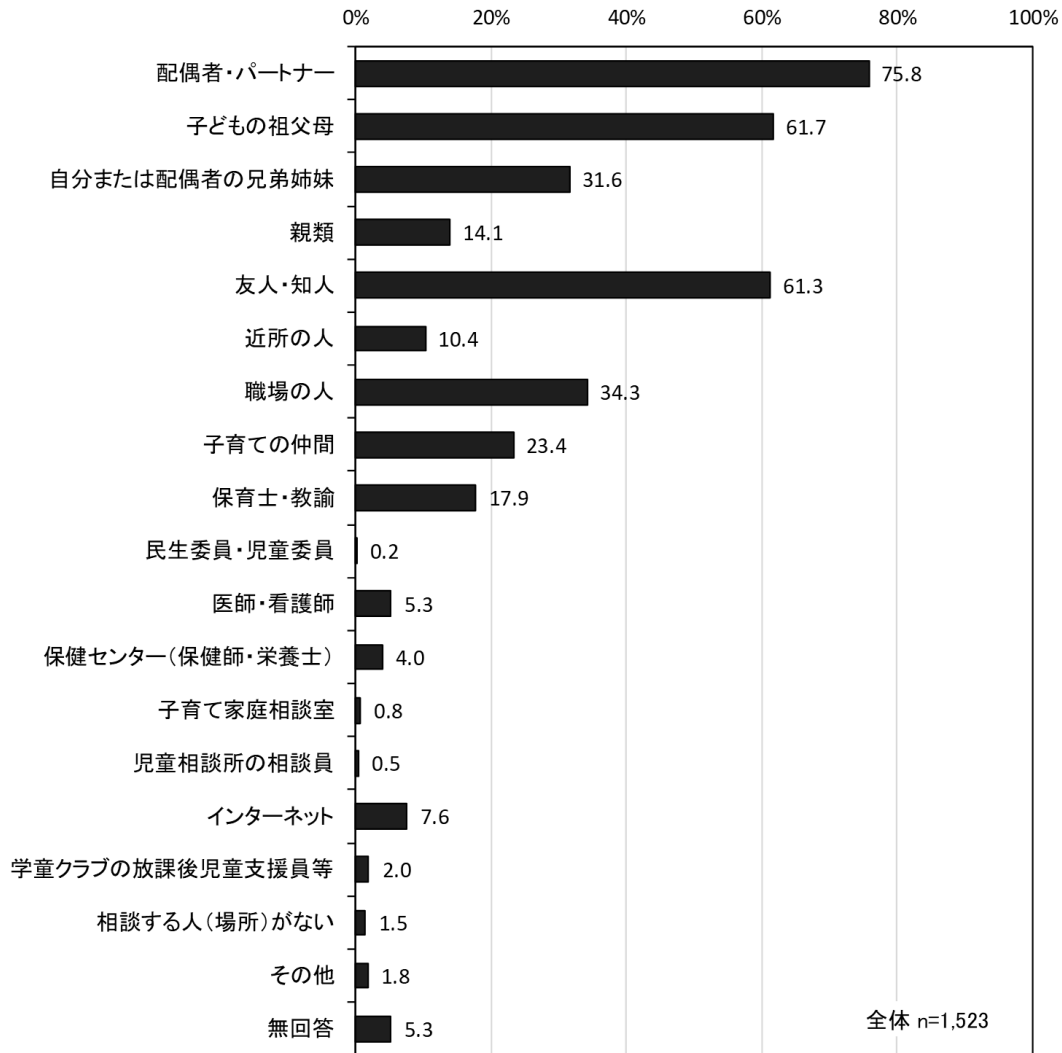
(8) 子育てのつらさを解消するために必要なこと（あてはまるもの3つまで）

子育てのつらさを解消するために必要なことについては、「仕事と家庭生活の両立」が53.2%で最も高く、次いで「保育サービスの充実」が36.9%、「子育てしやすい住環境の充実」が36.0%となっています。



(9) 子育てに関する相談先（複数回答）

子育てに関して、気軽に相談できる人については、「配偶者・パートナー」が75.8%で最も高く、次いで「子どもの祖父母」が61.7%、「友人・知人」が61.3%となっています。

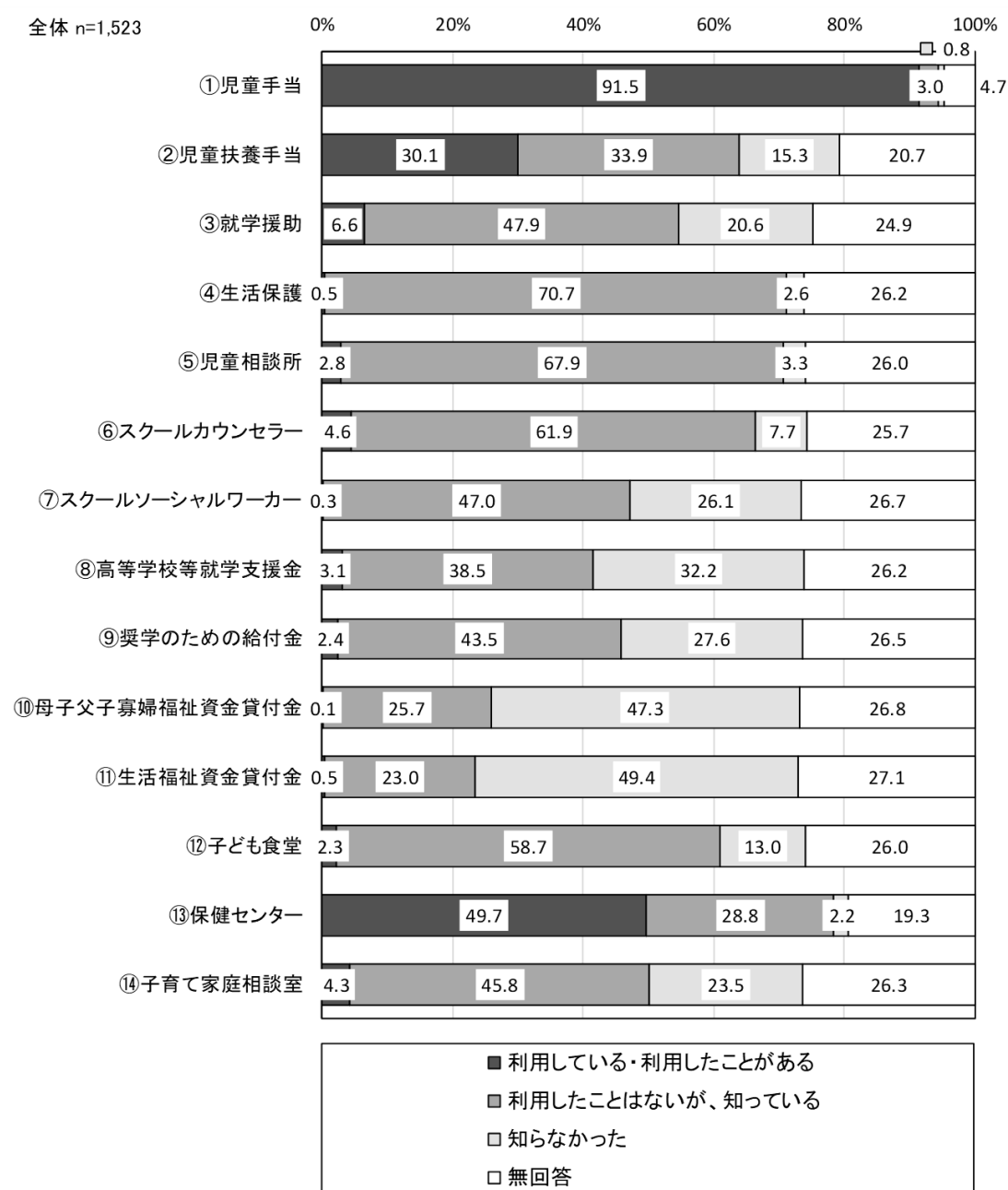


(10) 公的制度やサービスの利用状況（単数回答）

公的制度やサービスについて、「利用している・利用したことがある」をみると、「①児童手当」が91.5%で最も高く、次いで「⑬保健センター」が49.7%、「②児童扶養手当」が30.1%となっています。

「利用したことはないが、知っている」をみると、「④生活保護」が70.7%で最も高く、次いで「⑤児童相談所」が67.9%、「⑥スクールカウンセラー」が61.9%となっています。

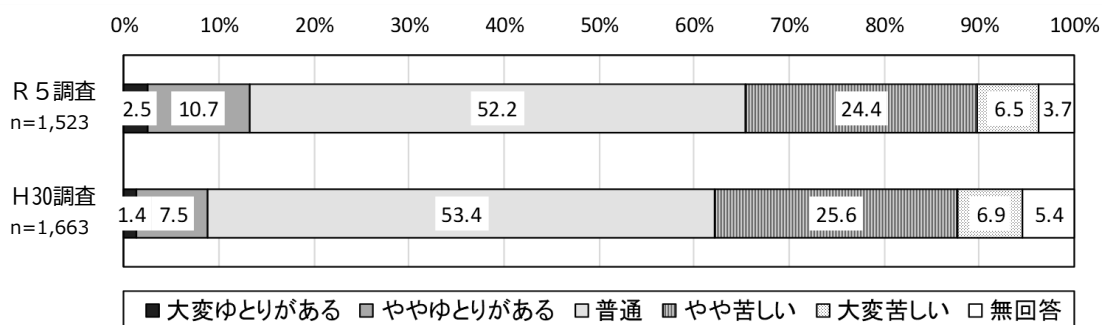
「知らなかった」をみると、「⑪生活福祉資金貸付金」が49.4%で最も高く、次いで「⑩母子父子寡婦福祉資金貸付金」が47.3%、「⑧高等学校等就学支援金」が32.2%となっています。



(11) 現在の暮らしの状況（単数回答）

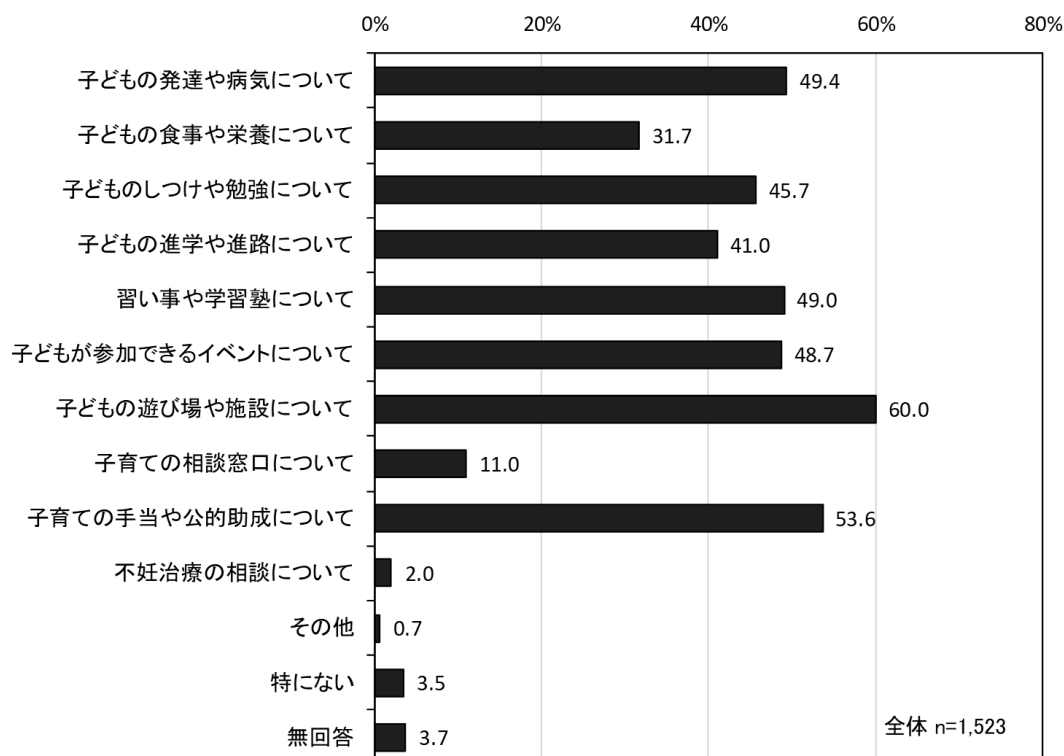
現在の暮らしの状況については、「普通」が52.2%で最も高く、次いで「やや苦しい」が24.4%、「ややゆとりがある」が10.7%となっています。

前回調査（H30 調査）との比較では、「大変ゆとりがある」と「ややゆとりがある」の合計値が4.3ポイントの増加となっています。一方で、「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計値については、大きな差はみられません。



(12) 子育てに関する必要な情報（複数回答）

子育てに関する必要な情報については、「子どもの遊び場や施設について」が60.0%で最も高く、次いで「子育ての手当や公的助成について」が53.6%、「子どもの発達や病気について」が49.4%となっています。

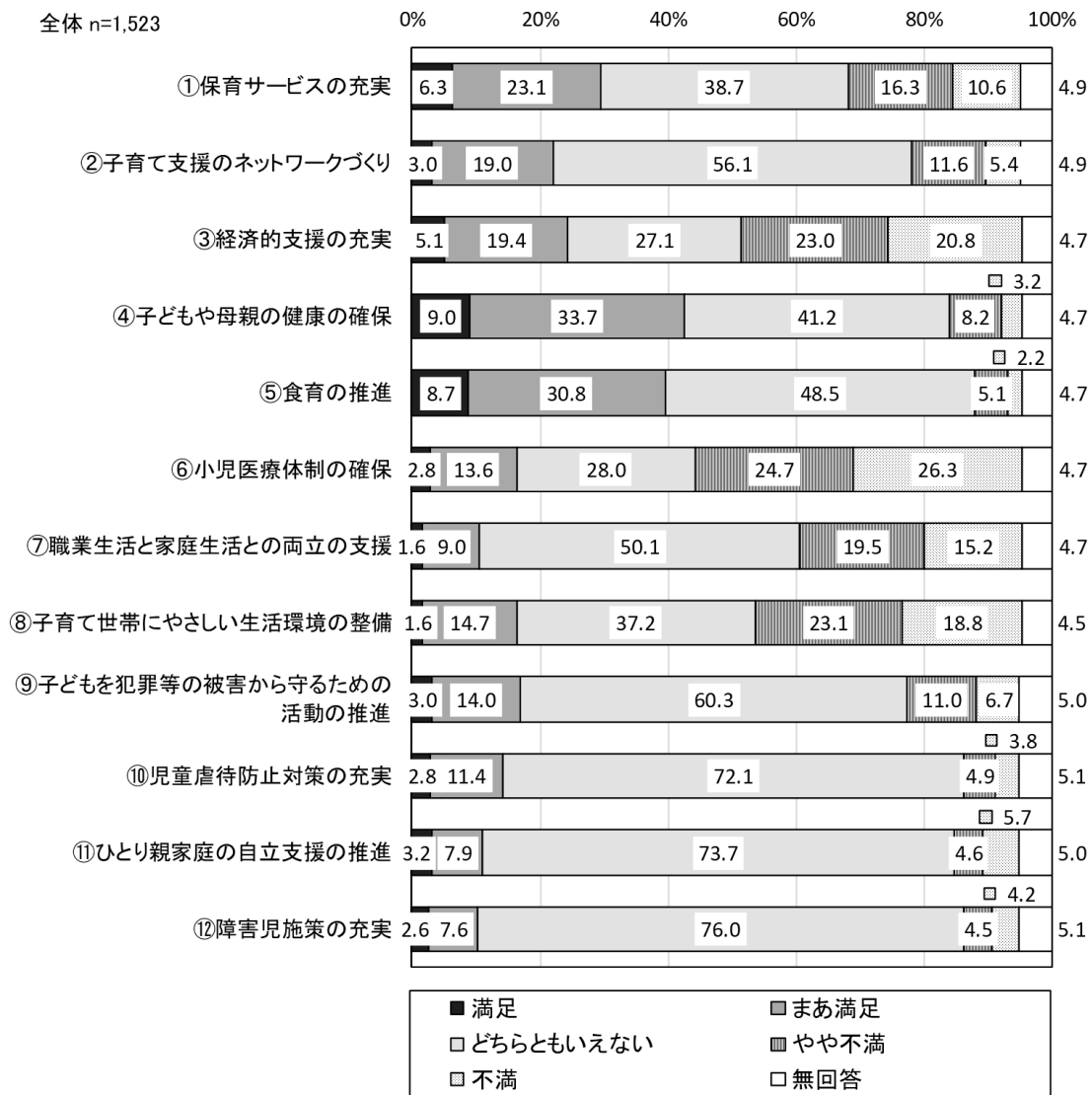


(13) 市の子育て支援の取組の満足度・重要度（単数回答）

【満足度】

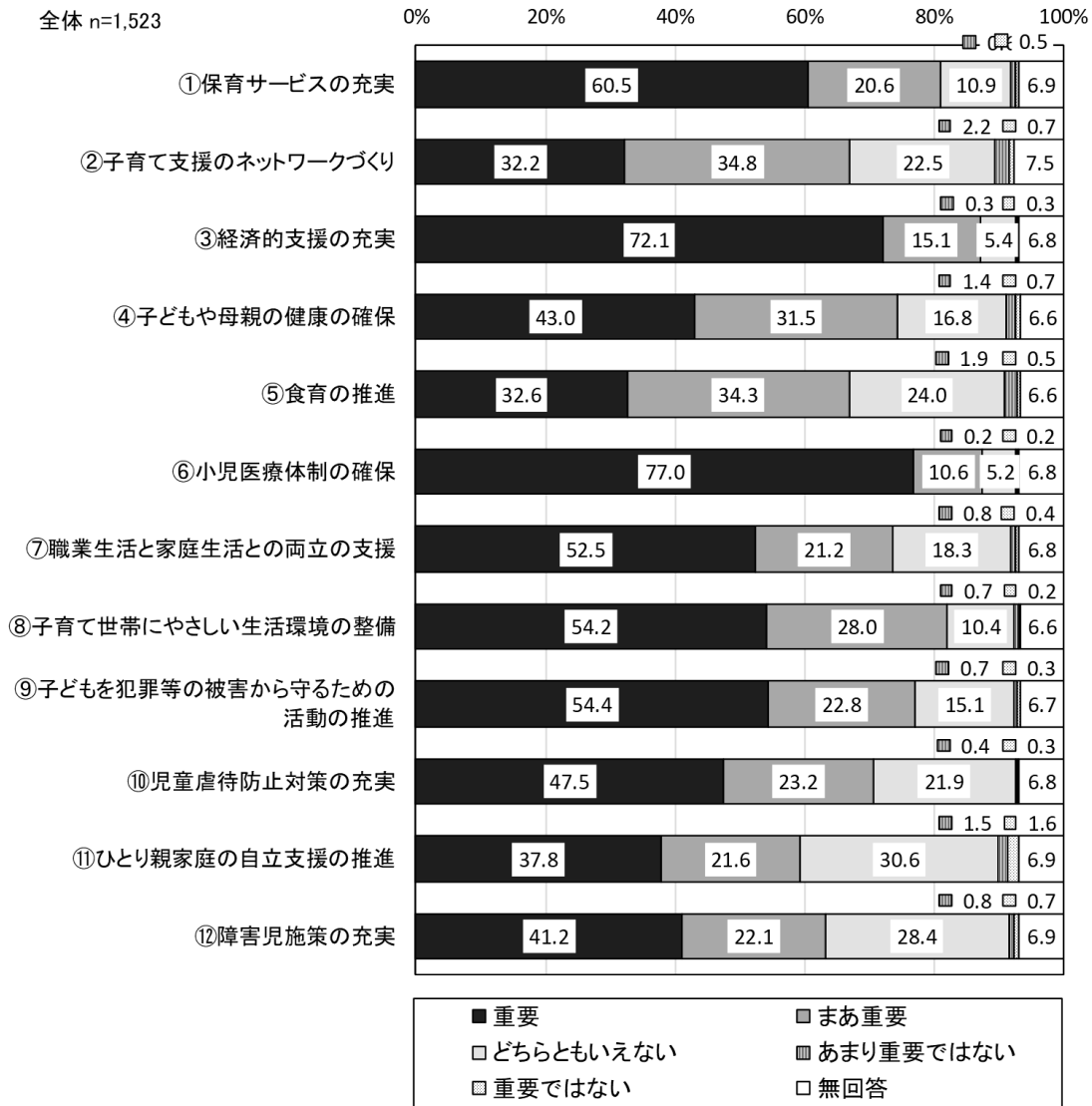
市の子育て支援の取組に対する満足度について、「満足」と「まあ満足」の合計値をみると、「④子どもや母親の健康の確保」が42.7%で最も高く、次いで「⑤食育の推進」が39.5%、「①保育サービスの充実」が29.4%となっています。

一方で、「不満」と「やや不満」の合計値をみると、「⑥小児医療体制の確保」が51.0%で最も高く、次いで「③経済的支援の充実」が43.8%、「⑧子育て世帯にやさしい生活環境の整備」が41.9%となっています。



【重要度】

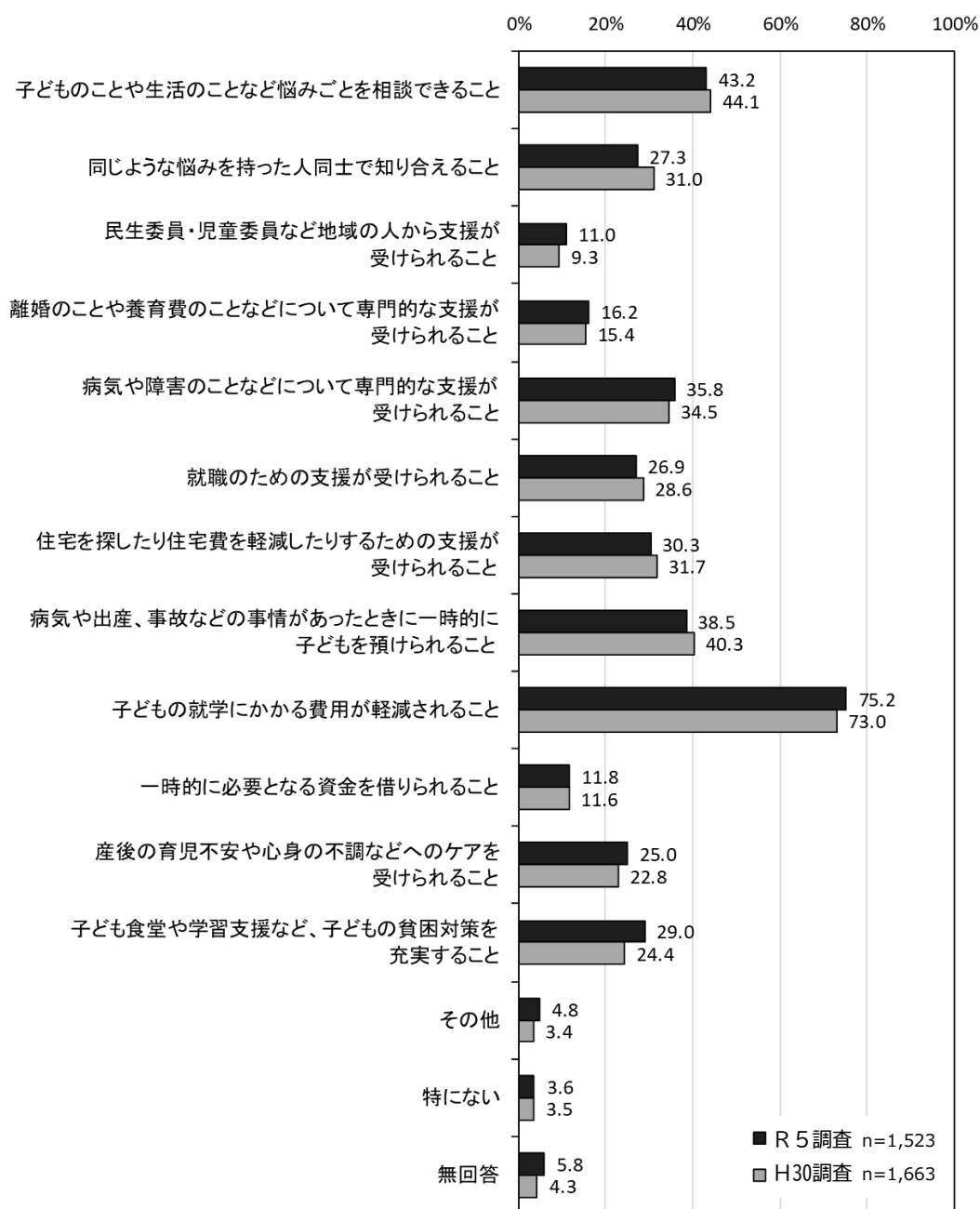
市の子育て支援の取組に対する重要度について、「重要」と「まあ重要」の合計値をみると、「⑥小児医療体制の確保」が87.6%で最も高く、次いで「③経済的支援の充実」が87.2%、「⑧子育て世帯にやさしい生活環境の整備」が82.2%となっています。



(14) 子育てをしていく上で、重要だと思う支援等（複数回答）

これから子育てをしていく上で、あなたが現在必要としていること、重要だと思う支援等については、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が75.2%で最も高く、次いで「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」が43.2%、「病気や出産、事故などの事情があったときに一時的に子どもを預けられること」が38.5%となっています。

前回調査（H30調査）との比較では、大きな差はみられませんが、他より割合の上昇がみられる項目としては、「子ども食堂や学習支援など、子どもの貧困対策を充実すること」で4.6ポイントの増加となっています。



7 本市の現状からみる主な課題

(1) 地域における子育て支援の充実

■ 幼児教育・保育について

アンケート調査では、定期的な教育・保育の事業を利用している就学前保護者は82.5%であり、そのうち「認可保育所」が約5割と最も高く、次いで「認定こども園」が3割、「幼稚園」が2割となっています。また、平日の教育・保育の利用希望の事業として、認可保育所が53.9%と現状の利用割合と同程度となっています。一方、幼稚園や認定こども園は、利用割合より利用希望の割合が高く、子どもの年齢別にみると、2歳未満での利用希望が4割と高くなっており、教育・保育ニーズが多様化しています。

今後も、共働き世帯や変則的な勤務をする保護者等の多様なニーズに対応するため、低年齢児保育、民間保育サービスの活用、地域の力を生かした子育て支援等、教育・保育サービスの充実が必要です。また、障害児保育事業においては、十分な受入れ体制を整えることが必要です。

■ 相談・支援について

本市では、「第4次茂原市地域福祉計画」において、重層的な相談支援体制の構築に向けて、取組を進めています。その中で、地域の人たちが協力して取り組むことが必要な問題や日常生活で困っていることについて、子育てに関することが挙げられています。

今後、重層的な支援体制の構築に向け、子どものライフステージに応じた切れ目のない相談・支援が行えるよう関係機関との連携及び情報共有の推進を図ることが必要です。

■ 居場所や多様な遊び・体験、活躍できる機会について

アンケート調査では、子育てに関する必要な情報については、「子どもの遊び場や施設について」が6割で最も高くなっています。自由意見からは、子どもの多様な遊び場などの充実が求められています。

そのため、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、遊びや体験の機会や場づくりを進めていくことが必要です。

アンケート調査では、放課後の時間に過ごさせたい場所は、「放課後児童クラブ（学童保育）」が低学年で4割、高学年で2割と高くなっており、今後も、放課後児童クラブ（学童保育）のニーズの増加が想定されます。学童クラブの受け皿の確保とともに、自宅で過ごす子どもも多いことから、学童クラブ以外の地域の子どもたちの多様なニーズに対応していくことも必要です。

(2) 母親と乳幼児等の健康の保持及び増進

■ 子どもや母親の健康の保持及び増進について

本市では、安全・安心に妊娠・出産することができ、乳幼児が心身ともに健やかに成長し、保護者が安心して育児ができるよう、各種健診及び相談支援、産前産後のサポートなど、子育て環境の整備に努めてきました。

アンケート調査では、子育てに関する必要な情報について「子どもの発達や病気について」が約5割と高くなっています。また、気軽に相談できる人は「配偶者・パートナー」が7割以上で、次いで「子どもの祖父母」「友人・知人」が6割となっていますが、僅かではあるものの、相談できる人がいない人もいることから、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援や情報提供ができる体制の充実が必要です。

また、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化が必要です。

(3) 子育てを支援する環境の整備

■ 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）について

アンケート調査では、子育てをする中で、有効な支援・対策について、「仕事と家庭生活の両立」が5割で最も高く、市の子育て支援の取組に対する重要度について、「重要」と「まあ重要」の合計値をみると、「職業生活と家庭生活との両立の支援」が7割と高くなっています。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、育児休業が取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行うためにも、働き方に関する啓発を行っていく必要があります。

■ 子育て世帯にやさしい生活環境や子どもの安全について

アンケート調査では、子育てをする中で、有効な支援・対策について、「子育てしやすい住環境の充実」が4割と高く、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」については約2割となっています。

今後も、公共施設、道路、公園などの整備等については、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、バリアフリー化を進め、子どもや乳幼児等の親子連れが安心して利用できる公共施設等の整備を進める必要があります。また、安全教育を推進するとともに、子どもの安全に関する保護者への周知啓発が必要です。

(4) 配慮を必要とする子どもや家庭への支援

■ 児童虐待防止対策及びヤングケアラー支援について

アンケート調査では、市の子育て支援の取組に対する重要度については、「重要」と「まあ重要」の合計値をみると「児童虐待防止対策の充実」が7割となっています。

そのため、孤立した環境の中で不安や悩みを抱えている保護者に対して必要な支援につながるよう相談窓口等の周知とともに、児童虐待の未然防止、早期発見・対応をしていくため、地域住民が当事者意識を持つとともに、地域住民相互で子どもを守る意識を醸成していくことが必要です。

また、ヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、子どもの権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、必要な支援につなげていくことが必要です。

■ 子どもの貧困対策の推進について

アンケート調査では、現在の暮らしの状況については、「やや苦しい」と「大変苦しい」の合計値は3割を超え、経済面で大変苦しい家庭が一定数みられます。また、子育てをしていく上で、現在必要としていること、重要だと思う支援等について、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が7割以上で最も高く、「子ども食堂や学習支援など、子どもの貧困対策を充実すること」では3割となっており、前回調査（H30調査）と比較して4.6ポイントの増加となっています。

そのため、等価世帯収入の水準が低い世帯やひとり親世帯等に対しては、経済的支援の充実とともに、教育の支援、保護者の就労支援等の充実が求められます。

■ 障害児施策の充実・医療的ケア児への支援

アンケート調査では、市の子育て支援の取組に対する重要度については、「重要」と「まあ重要」の合計値をみると「障害児施策の充実」が6割以上となっています。

そのため、障害児施策の充実に向け、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進することが必要です。

また、医療的ケア児、聴覚障害児など専門的支援が必要な子どもとその家族への対応のための地域における連携体制を強化することが必要です。

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、子ども・子育て支援法の目的や基本理念及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針等を踏まえつつ、市として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、第1期及び第2期計画の基本理念を継承します。

【基本理念】

未来に輝く子どもたち みんなで育てるまち もばら

子どもは社会の希望であり、未来の力でもあります。子どもたちの健やかな成長のためには、子どもの幸せを社会全体で支え合うことを前提とした環境づくりが必要です。

そのためには、子育ての当事者である親や、事業者のみならず、全ての市民が「茂原で子どもを育てる」という意識の啓発も重要であると言えます。

本市の未来を担う子どもたち一人一人が生き生きと輝くことができるよう、地域が一体となった「みんなで育てる」まちを目指し、本計画を推進していきます。

2 計画の重点施策と分野別施策

基本理念「未来に輝く子どもたち みんなで育てるまち もばら」の実現に向け、「子ども・子育て支援法」に規定される「幼児期の学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」を重点施策と位置付けるとともに、分野別施策では4つの基本目標を掲げ、推進していきます。

(1) 「子ども・子育て支援法」に基づく重点施策

重点施策1 幼児期の学校教育・保育の充実

子育て家庭の希望を叶えることができるよう、子どもや子育て家庭の実情を踏まえながら、幼児期の学校教育・保育の充実を図ります。

全ての子育て家庭が安心して子育てできる環境づくりを推進し、待機児童ゼロの達成及び維持に努めます。

重点施策2 地域子ども・子育て支援事業の充実

親が働いていても、家にいても、全ての子育て家庭が、安心して子育てができるよう、その状況に応じた支援を実施し、総合的な子育て環境の向上を図ります。

■地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 妊婦健康診査
- 養育支援訪問事業
- ファミリー・サポート・センター事業
(子育て援助活動支援事業)
- 延長保育事業
- 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- 地域子育て支援拠点事業
(子育て支援センター)
- 乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問事業)
- 子育て短期支援事業
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業

<新規事業>

- 産後ケア事業
- 児童育成支援拠点事業
- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
- 妊婦等包括相談支援事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 親子関係形成支援事業

(2) 分野別施策

基本目標1 地域における子育て支援の充実

子育て家庭の孤立感や負担感の軽減、共働きや多様な働き方等の保護者のニーズへの対応に向け、地域と連携して多様な保育サービスを提供するとともに、子育てネットワークを推進します。

子育て家庭の経済的負担を軽減するとともに、子どものライフステージに応じた切れ目のない相談・支援体制の強化を図ります。

また、自然体験や職業体験を含む多様な遊び・体験、活躍できる機会づくりや学童クラブの受け皿の確保も含めた、子どもの居場所づくりを進めます。

基本目標2 母親と乳幼児等の健康の保持及び増進

妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援や情報提供ができる体制の充実を図るとともに、養育者のメンタルヘルスに係る取組を推進します。

また、子どもが心身ともに健やかに成長することができるように、健康増進や食育の観点から支援を充実するとともに、小児医療体制の確保に努めます。

基本目標3 子育てを支援する環境の整備

子育て家庭が仕事と育児を両立できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指し、啓発や広報の充実を図ります。

また、子どもが安心して成長でき、子育て家庭が安心して子育てできる環境を整えるため、子育て家庭に配慮した生活環境の整備や防犯対策に努めます。

基本目標4 配慮を必要とする子どもや家庭への支援

児童虐待の未然防止や早期発見・対応を行うとともに、ヤングケアラーを含む支援が必要な子どもや家庭に対して、適切な支援を行います。

また、ひとり親家庭への支援や子どもの貧困対策、医療的ケア児を含めた障害児施策の充実を図るなど、困難を抱えている子どもや子育て家庭への支援体制の充実努めます。

3 SDGsとの関連性

SDGs : Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における、令和12年までの国際社会共通の目標です。

SDGsは、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されており、政府や民間企業など、すべての関係者が、経済・社会・環境などの広範な課題に対し、同時解決的に取り組むことを目指しています。

茂原市総合計画では、「持続可能な開発目標 (SDGs)」の視点・考え方を取り入れ、まちづくりを通じてSDGsの達成に貢献できる計画としています。本計画においても、子育て支援に関連の深いSDGsの視点・考え方を取り入れ、子育て支援施策を推進します。

本計画に関連する主な持続可能な開発目標 (SDGs)



4 施策体系

基本理念

未来に輝く子どもたち みんなで育てるまち もばら

重点施策	保育サービス・事業
重点施策1 幼児期の学校教育・保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園 ○保育所（園） ○認定こども園 ○地域型保育事業等
重点施策2 地域子ども・子育て支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者支援事業 ○地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） ○妊婦健康診査 ○乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業） ○養育支援訪問事業 ○子育て短期支援事業 ○ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） ○一時預かり事業 ○延長保育事業 ○病児保育事業 ○放課後児童健全育成事業（学童クラブ） ○実費徴収に係る補足給付を行う事業 ○多様な事業者の参入促進・能力活用事業 <新規事業> ○産後ケア事業 ○子育て世帯訪問支援事業 ○児童育成支援拠点事業 ○親子関係形成支援事業 ○乳児等通園支援事業 ○妊婦等包括相談支援事業 （こども誰でも通園制度）
分野別施策	施策の方向性
基本目標1 地域における子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 質の高い幼児教育・保育の提供 (2) 子育て支援のネットワークづくり (3) 総合的な支援体制等の充実 (4) 経済的支援の充実 (5) 居場所や多様な遊びや体験・活躍できる機会づくり
基本目標2 母親と乳幼児等の健康の保持及び増進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもや母親の健康の保持・増進 (2) 食育の推進 (3) 小児医療体制の確保
基本目標3 子育てを支援する環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 職業生活と家庭生活との両立の支援 (2) 子育て世帯にやさしい生活環境の整備 (3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進、自殺対策の推進
基本目標4 配慮を必要とする子どもや家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童虐待防止対策及びヤングケアラー支援 (2) ひとり親家庭の自立支援及び子どもの貧困対策の推進 (3) 障害児施策の充実・医療的ケア児等への支援

第4章

子ども・子育て支援サービスの見込量と確保方策

1 子ども・子育て支援サービスの概要

子ども・子育て支援制度は、市町村が主体となって実施する認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付費と小規模保育事業等を通じた地域型保育給付費からなる「子どものための教育・保育給付」、未移行の幼稚園や特別支援学校等を通じた施設等利用費からなる「子育てのための施設等利用給付」、市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」、国が主体となって実施する「仕事・子育て両立支援事業」により構成されます。

この制度のもと、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等のニーズを把握し、認定こども園、幼稚園、保育所などの計画的な基盤設備や子育て支援サービスの実施に主体的に取り組めます。

子ども・子育て支援制度の全体像



2 教育・保育の提供区域の設定

教育・保育の提供区域について、国の基本指針では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を設定することとされており、その区域は、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域と示されています。

また、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることを基本としていますが、利用実態に即した設定とすることが可能です。

■地区ごとの保育所・幼稚園などの設置状況

	公立保育所	公立幼稚園	私立保育園	私立幼稚園	認定こども園	地域型保育事業
茂原	町保保育所 朝日の森保育所	新茂原幼稚園	東茂原保育園	エンゼル幼稚園 茂原聖マリア幼稚園	高師保育園 ふたば幼稚園	
東郷	東郷保育所			もばら幼稚園		
豊田	豊田保育所					
二宮	二宮保育所				認定こども園 アップル幼稚園	小規模保育事業 はぐくみ
五郷					公私連携幼保連携型認定こども園 もばら空と杜のこども園	
鶴枝	鶴枝保育所					
本納					公私連携幼保連携型認定こども園 ほのおかこども園	
新治						
豊岡						

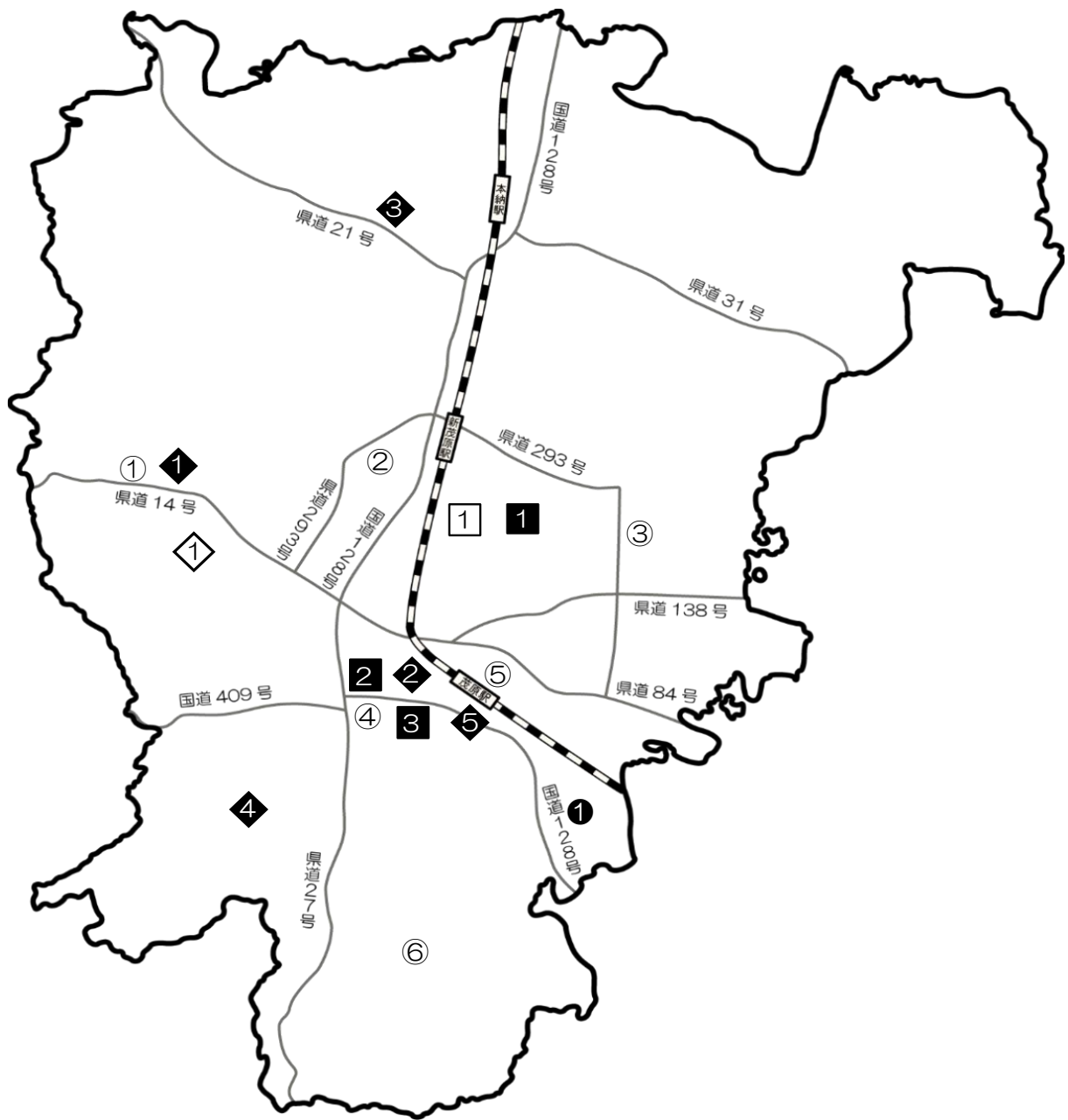
これまで、本市における幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業は、学童クラブを除き、市全域を対象として実施してきました。

区域を細かく設定すれば、きめ細やかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものになってしまいます。子どもの健やかな成長・豊かな人間性を培うためには、子ども同士の関係づくりや互いに尊重する心を育んでいくことが大切です。そのため、少人数の中で特定の子どもの関係づくりを進めるよりも、集団の中で様々な子どもと接していくことが重要であると考えます。

また、サービス提供側にとっては、市全域でサービスを展開していくことによって、広範囲の子どもを柔軟に受け入れられるため、運営が安定し、サービスを持続して提供しやすくなります。サービス利用者側にとっても、居住地区にない勤務地の近くの施設・事業等を利用しやすくなります。

以上のような理由から、第1期計画及び第2期計画と同様に、本市では、教育・保育提供区域を教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて、市全域を1区域として設定し、市全域で各サービスの需給の調整を図ります。

■本市における保育所・幼稚園などの設置状況



- | | |
|-------------|------------------------------------|
| □ 公立幼稚園 | ● 私立保育園 |
| ① 新茂原幼稚園 | ① 東茂原保育園 |
| ■ 私立幼稚園 | ◆ 認定こども園 |
| ① もばら幼稚園 | ◆ ① 認定こども園アップル幼稚園 |
| ② 茂原聖マリア幼稚園 | ◆ ② 高師保育園 |
| ③ エンゼル幼稚園 | ◆ ③ 公私連携幼保連携型認定こども園
ほのおかこども園 |
| ○ 公立保育所 | ◆ ④ 公私連携幼保連携型認定こども園
もばら空と社のこども園 |
| ① 二宮保育所 | ◆ ⑤ ふたば幼稚園 |
| ② 豊田保育所 | ◇ 地域型保育事業 |
| ③ 東郷保育所 | ◇ ① 小規模保育事業はぐくみ |
| ④ 朝日の森保育所 | |
| ⑤ 町保保育所 | |
| ⑥ 鶴枝保育所 | |

③ 教育・保育施設の量の見込みと確保方策

(1) 幼稚園・認定こども園（1号認定・3～5歳）

令和7年度に幼稚園から認定こども園への移行を1園見込んでいます。

■第2期計画の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3～5歳人口(人)①	1,654	1,649	1,530	1,483	1,393
実績値(人)②	665	600	547	548	479
1号認定(人)	586	523	468	478	419
2号認定(人)	79	77	79	70	60
利用率(②/①)	40.2%	36.4%	35.8%	37.0%	34.4%

■第3期計画の見込み量と確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3～5歳推計人口(人)①	1,352	1,298	1,213	1,178	1,145
見込み量(人)②	451	420	378	354	332
1号認定	391	363	326	305	285
2号認定	60	57	52	49	47
確保方策(人)③	804	804	804	804	804
差異(③-②)	353	384	426	450	472
利用率(②/①)	33.4%	32.4%	31.2%	30.1%	29.0%

(2) 保育所・認定こども園など

令和7年度に幼稚園から認定こども園への移行を1園見込んでいます。

①2号認定（3～5歳）

■第2期計画の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3～5歳人口(人)①	1,654	1,649	1,530	1,483	1,393
実績値(人)②	903	950	901	874	858
利用率(②/①)	54.6%	57.6%	58.9%	58.9%	61.6%

■第3期計画の見込み量と確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3～5歳推計人口(人)①	1,352	1,298	1,213	1,178	1,145
見込み量(人)②	851	837	800	795	791
確保方策(人)③	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088
差異(③-②)	237	251	288	293	297
利用率(②/①)	62.9%	64.5%	66.0%	67.5%	69.1%

②3号認定（0歳）

■第2期計画の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳人口(人)①	451	434	425	406	359
実績値(人)②	42	50	55	52	40
利用率(②/①)	9.3%	11.5%	12.9%	12.8%	11.1%

■第3期計画の見込み量と確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳推計人口(人)①	380	371	361	354	347
見込み量(人)②	50	50	51	51	52
確保方策(人)③	67	67	67	67	67
差異(③-②)	17	17	16	16	15
利用率(②/①)	13.2%	13.5%	14.1%	14.4%	15.0%

③3号認定（1・2歳）

■第2期計画の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1・2歳人口（人）①	990	933	913	887	835
実績値（人）②	403	401	438	456	439
利用率（②／①）	40.7%	43.0%	48.0%	51.4%	52.6%

■第3期計画の見込み量と確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1・2歳推計人口（人）①	779	755	767	748	731
見込み量（人）②	419	415	430	428	427
確保方策（人）③	440	440	440	440	440
差異（③－②）	21	25	10	12	13
利用率（②／①）	53.8%	55.0%	56.1%	57.2%	58.4%

4 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現在、子育て支援サービスの利用についての相談は、子育て支援課や保健センター窓口で受けています。令和6年度からこども家庭センターを設置したことにより、基本型、母子保健型から、こども家庭センター型に移行します。

■第2期計画の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型（か所）	1	1	1	1	0
母子保健型（か所）	1	1	1	1	0
こども家庭センター型（か所）	—	—	—	—	1

■第3期計画の見込み量と確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こども家庭センター型（か所）	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和7年度に認定こども園が1園増えることを見込んでいます。

■第2期計画の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （見込値）
実績値（人日）	2,252	2,267	3,607	3,410	7,833
実施か所数（か所）	3	4	5	4	4

■第3期計画の見込み量と確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（人日）	4,602	4,772	4,941	5,111	5,281
確保方策（か所）	5	5	5	5	5

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■第2期計画の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込値)
実績値(人)	5,289	4,947	4,864	4,481	5,810

■第3期計画の見込み量と確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)	5,320	5,194	5,054	4,956	4,858
確保方策(人)	5,320	5,194	5,054	4,956	4,858

(4) 乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問事業)

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■第2期計画の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込値)
実績値(人)	445	403	408	385	415

■第3期計画の見込み量と確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)	380	371	361	354	347
確保方策(人)	380	371	361	354	347

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■第2期計画の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込値)
実績値(件)	15	10	13	15	30

■第3期計画の見込み量と確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(件)	7	7	7	7	7
確保方策(件)	7	7	7	7	7

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

実施可能な児童福祉施設が1施設整備されたことにより、令和7年度からの実施を見込むとともに、事業の周知・啓発を行います。

■第2期計画の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込値)
実績値(人日)	0	0	0	0	551
実施か所数(か所)	0	0	0	0	1

■第3期計画の見込み量と確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人日)	119	119	119	119	119
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

令和4年度までは民間委託、令和5年度から市直営で事業を実施しています。

今後も事業の周知・啓発を行い、会員の確保に努めます。

■第2期計画の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込値)
実績値（人日）	111	36	80	200	91
実施か所数（か所）	1	1	1	1	1

■第3期計画の見込み量と確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（人日）	215	235	258	270	284
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かる事業です。

①幼稚園型

■第2期計画の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込値)
実績値(人日)	12,524	9,808	16,092	15,891	11,592
実施か所数(か所)	5	6	7	7	7

■第3期計画の見込み量と確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人日)	15,142	15,115	15,087	15,059	15,031
確保方策(か所)	7	7	7	7	7

②幼稚園型を除く

■第2期計画の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込値)
実績値(人日)	80	592	1,117	1,697	1,266
実施か所数(か所)	5	6	7	7	7

■第3期計画の見込み量と確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人日)	2,429	2,344	2,263	2,204	2,148
確保方策(か所)	7	7	7	7	7

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

令和7年度に幼稚園から認定こども園への移行を1園見込んでいます。

■第2期計画の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込値)
実績値(人日)	1,355	1,554	1,607	2,027	1,548
実施か所数(か所)	13	12	12	12	12

■第3期計画の見込み量と確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人日)	1,681	1,653	1,626	1,614	1,605
確保方策(か所)	13	13	13	13	13

(10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

現在、白子町の小児科医院において、病児・病後児保育を実施しています。

■第2期計画の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込値)
実績値(人日)	175	188	242	244	158
実施か所数(か所)	1	1	1	1	1

■第3期計画の見込み量と確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人日)	222	214	208	199	192
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

また、障害のある子どもなど特別な配慮を必要とする子どもの受入れについては、関係機関等と連携を図りながら、子どもや保護者が安心して過ごせるよう配慮します。

■第2期計画の実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込値)
実績値 (人)	1年生	183	168	167	197	195
	2年生	172	167	142	173	171
	3年生	119	125	142	101	128
	4年生	74	56	59	83	28
	5年生	43	40	34	21	42
	6年生	16	22	14	14	32
	計	607	578	558	589	596
実施か所数（か所）		17	17	17	16	15

■第3期計画の見込み量と確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量 (人)	1年生	200	202	195	183	178
	2年生	182	186	188	181	170
	3年生	130	139	142	143	138
	4年生	65	66	71	72	73
	5年生	14	33	33	35	36
	6年生	18	6	14	14	15
	計	609	632	642	629	610
確保方策（人）		665	665	665	665	665
確保方策（か所）		15	15	15	15	15

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後も引き続き取組を進めます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

今後も引き続き取組を進めます。

(14) 産後ケア事業

新規事業

産後の心身の不調又は育児支援を必要とする産後1年未満の産婦と乳児を対象にした宿泊型、通所型、訪問型の事業です。

■第3期計画の見込み量と確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（人日）	178	159	156	156	152
確保方策（人日）	178	159	156	156	152

(15) 子育て世帯訪問支援事業

新規事業

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭等にヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業です。

■第3期計画の見込み量と確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（人日）	99	99	99	99	85
確保方策（人日）	99	99	99	99	85

(16) 児童育成支援拠点事業

新規事業

養育環境等に課題を抱える児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。確保方策については、今後、検討していきます。

■第3期計画の見込み量と確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)	193	193	193	193	193

(17) 親子関係形成支援事業

新規事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。確保方策については、今後、検討していきます。

■第3期計画の見込み量と確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)	35	35	35	35	35

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

新規事業

親の就労状況にかかわらず、時間単位などで子どもを保育所に預けられるようにする制度です。

令和8年度からの給付制度化に向けて、国の動向に注視しながら、受け入れ体制を整備します。

■第3期計画の見込み量と確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（人日）①	84	84	72	72	72
0歳	48	48	36	36	36
1歳	24	24	24	24	24
2歳	12	12	12	12	12
確保方策（人日）②	0	84	84	84	84
差異（②-①）	▲84	0	12	12	12

(19) 妊婦等包括相談支援事業

新規事業

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。

- ・伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）
- ・経済的支援（妊娠届出時と出生届出時の計10万円相当の経済的支援）

■第3期計画の見込み量と確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（回）	1,140	1,113	1,083	1,062	1,041
確保方策（回）	1,140	1,113	1,083	1,062	1,041

5 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及について

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、「学校教育」「保育」「子育て支援」を総合的に提供することができるとともに、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設です。

本市では、これまで私立幼稚園1園及び私立保育所1園が認定こども園に移行し、公私連携幼保連携型認定こども園2園を整備しました。第3期計画期間においては、令和7年度に私立幼稚園1園が認定こども園に移行します。また、児童数の減少に伴い公立施設の認定こども園化を検討します。

今後も、子育て世代の保育ニーズに対応した保育環境・サービスを展開し、子育て世代の定住促進や地域力の向上につながるまちづくりを推進します。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育について

子どもの最善の利益を第一に考え、就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、幼保連携に関する研修や、視察等を通じ、教育・保育の質の向上に努めます。

また、関係機関、関係団体等との連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスの拡充に対応しつつ、質の向上を図ります。

(3) 幼保小連携の取組の推進について

認定こども園・幼稚園・保育所の教諭や保育士が交流事業等を通じ、関係者の共通理解を図ることで一貫した教育・保育の指導を推進します。

また、就学前から小学校への円滑な接続を目指し、認定こども園・幼稚園・保育所・小学校が連携し、小学校への体験入学や幼児・児童の相互訪問等を通じて、幼児・児童の豊かな社会性を育むよう、連携を進めます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

給付の実施にあたっては、幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じて保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

分野別施策の推進

基本目標 1 地域における子育て支援の充実

少子化や核家族化が進行し、女性の社会進出や働き方改革が進むなか、保育ニーズは多様化しており、安心して子どもを預けることができるよう障害児保育や乳児保育の実施や民間保育サービスの促進など、質の高い幼児教育・保育の提供に努めます。

また、サービスの担い手としては、行政や民間事業者だけでなく、ボランティア、子育てサークル、子育て経験者等、多様な主体の参画が期待されることから、地域の力を生かし、子育て支援のネットワークづくりに努めるとともに、児童の養育に関連する様々な問題が増加するなか、家庭児童相談支援事業や各学校での家庭教育学級の開催など、総合的な支援体制の充実を図ります。

さらに、子育てには教育費、医療費等多くの費用が掛かることから、子どもを持ちたいという親の願いを叶えられるよう、また生まれた環境によって子どもの将来が左右されないよう児童手当の支給や子ども医療費の助成等、経済的支援の充実を図るとともに、児童センターや児童遊園等を充実し、子育て家庭が交流できる遊び場づくり、居場所や多様な遊び・体験、活躍できる機会づくりに努めます。

(1) 質の高い幼児教育・保育の提供

【事業番号 1】

事業名	障害児保育事業	担当課	保育課、障害福祉課
事業内容	保護者の労働等により家庭での保育ができない障害児で、集団保育が可能な児童を受け入れます。		
令和6年度までの取組	各保育所において受け入れ体制を整備し、障害児の受け入れに努めました。		
今後の方向性	社会的必要性も高いことから、引き続き可能な限り障害児の受け入れに努めます。		

【事業番号 2】

事業名	乳児保育の実施	担当課	保育課
事業内容	全ての保育所で乳児の受け入れ体制を整備します。		
令和6年度までの取組	全ての保育所において、生後57日目からの乳児を受け入れました。		
今後の方向性	上記の取組を継続します。		

【事業番号 3】

事業名	民間保育サービスの活用の促進	担当課	子育て支援課、保育課
事業内容	保育サービス及び学童クラブの充実、地域子育て支援センターの設置等、仕事と子育ての両立を支援するための民間の力を活用した多様な保育サービスの実施・充実に努めます。		
令和6年度までの取組	<p>公立保育所及び公立幼稚園を統廃合し、民間移管による「公私連携幼保連携型認定こども園ほのおかこども園」及び「公私連携幼保連携型認定こども園ほのおかこども園」を整備しました。</p> <p>東部第2学童クラブ及び萩原小学校区の学童クラブ新設工事を行い、待機児童の解消を図りました。</p>		
今後の方向性	学童クラブの待機児童解消に向けた取組を、引き続き検討していきます。		

(2) 子育て支援のネットワークづくり

【事業番号 4】

事業名	地域の力を生かした子育て支援	担当課	子育て支援課(こども家庭センター)
事業内容	地域の力を生かした子育て支援として、NPO・ボランティア・地域住民などを対象とした相互援助活動の支援をします。また、相談事業等の中で、子育てサークルの紹介をします。		
令和6年度までの取組	<p>「もばらで子育てガイドブック」を配布し、子育てサークル、不登校の支援団体や子ども食堂など、地域で実施している子育て支援について、保護者に対して情報提供をしました。</p> <p>3歳以下のお子さんを持つ家庭を対象とした「ママのわミニセミナー」を開催しました。</p> <p>ママ・パパ教室では、パパの参加できるサークル紹介や、参加者から先輩パパへの質疑応答の場を設け、パパの育児参加を促しました。</p> <p>主任児童委員の研修会にて、子育て家庭の現状について共有し、身近な地域での子育て支援について考える機会を設けました。</p>		
今後の方向性	上記の取組を継続します。		

【事業番号 5】

事業名	子育て支援サービスに関する情報提供	担当課	子育て支援課（こども家庭センター）
事業内容	<p>妊娠期から子育て期の家庭が必要な情報を得られるように、また、市民が子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、保育・母子保健事業の情報や子育てサークルの紹介等各種情報の提供と内容の充実に努めます。</p>		
令和6年度までの取組	<p>赤ちゃん訪問、転入時の案内等の機会を通じて、「もばらで子育てガイドブック」を用い、子育て支援に関する情報提供を行いました。 市公式ウェブサイト等で、保育サービスの情報を提供しました。 出生時に母子保健事業の案内を配付し周知に努めました。</p>		
今後の方向性	<p>上記の取組を継続します。</p>		

（3）総合的な支援体制等の充実

【事業番号 6】

事業名	家庭児童相談事業	担当課	子育て支援課（こども家庭センター）
事業内容	<p>子どもの生活習慣、しつけの問題、家庭における人間関係、学校生活、引きこもり、不登校など児童の養育に関連する様々な問題について相談を受け付けます。その際、案件によっては、家庭訪問や、児童相談所等関係機関へ連絡をとり対処します。</p>		
令和6年度までの取組	<p>相談担当として、保健師2名、家庭児童相談員2名、令和6年度からは事務職1名を配置し、電話や面談、訪問を行い、児童虐待、子どもの発達やしつけなどの児童の養育に関する相談に対して、助言等により相談者の不安や負担の軽減を図りました。 また、各関係機関と連携し、必要に応じ個別支援会議を開催し、家庭が抱える問題の解決に努めました。</p>		
今後の方向性	<p>上記の取組を継続するとともに、関係機関との連携や情報共有を密にし、児童虐待への対応及び相談業務の充実に努めます。</p>		

【事業番号 7】

事業名	家庭教育学級【新規】	担当課	生涯学習課
事業内容	<p>子育て支援の一環として、3歳児から小学生の子どもをもつ保護者や教職員を対象に家庭教育学級を開催しています。子どもの年齢ごとに、成長過程における特徴や親としての心構え・接し方などを学ぶ機会を提供し、家庭の教育力の向上を図ります。また、子育ての悩み等の情報交換の場を提供しています。</p>		
令和6年度までの取組	<p>「幼児期家庭教育学級」では、3歳児をもつ市内の保護者を対象に、8月から9月にかけて、5回にわたり教室を開催しました。その中で講座6種類と、情報交換1回を受講しました。保育士による託児もあり、保護者が安心して学べる機会を提供しているとともに、子育てから解放される時間ともなるよう努めました。</p> <p>「就学时子育て教室」では、次年度小学校へ入学する子どもをもつ保護者を対象に、就学时健康診断の機会を活用し実施しました。育児やしつけ、小学校での集団生活などについての講話、意見交換を行いました。</p> <p>「幼・小家庭教育学級」では、茂原市立幼稚園・小学校の保護者及び教職員を対象に、児童の健全育成に関わる講座などを実施しました。また、児童と一緒に研修を行ったり、保護者同士で制作活動を行ったりするような講座も実施しました。</p>		
今後の方向性	<p>上記の取組を継続します。</p> <p>より多くの保護者に参加してもらうための情報提供の方法、講座の実施方法を工夫していきます。</p>		

(4) 経済的支援の充実

【事業番号 8】

事業名	保育所保育料の減免	担当課	保育課
事業内容	<p>2人以上同時入所、ひとり親世帯、災害、疾病、第3子以降、その他の経済的な理由等により市長が保育料の納入が困難と認めた者を対象に保育料の減免を行い、経済的支援に努めます。</p>		
令和6年度までの取組	<p>0～2歳児クラスにおいて、市民税所得割額が一定基準以下のひとり親世帯や2人以上同時入所世帯及び第3子以降の児童等を対象に保育料を減免しました。</p> <p>また、コロナ禍においては、児童やその家族の感染、又は感染者が発生したことに伴う臨時休園により登園自粛を余儀なくされた場合に、自粛期間分の保育料を減免しました。</p>		
今後の方向性	<p>引き続き保育料の減免を実施し、利用者の負担軽減を図ります。</p>		

【事業番号 9】

事業名	児童手当の支給	担当課	子育て支援課
事業内容	子育て世帯への経済的支援と、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、中学校修了まで（令和6年10月分からは高校生年代まで）の児童を養育している方に児童手当の支給を行います。		
令和6年度までの取組	<p>国・県の通知等に基づき、受給者の把握・認定処理等を行い、手当の適正な支給に努めました。</p> <p>また、令和6年10月からの制度改正により、支給対象児童を高校生年代まで拡充し、支給回数が年3回から年6回に変更となります。今後の適正な支給に向けて、対象者への通知等により制度の周知を図りました。</p>		
今後の方向性	各種届出の内容を精査し、引き続き手当の適正な支給に努めます。		

【事業番号 10】

事業名	子ども医療費の助成	担当課	子育て支援課
事業内容	高校生相当年齢までの児童の入院医療費及び通院医療費の助成を行い、経済的な支援をします。		
令和6年度までの取組	<p>出生や転入等の新規受給券発行、転居や世帯構成変更等での変更処理、県外受診者への償還払いによる助成等の事務を行いました。令和5年4月診療分から高校生相当年齢まで助成を拡大し、令和6年8月診療分から子ども医療費助成受給券の対象者を高校生相当年齢まで拡大しました。</p> <p>また、千葉県市町村振興協会の宝くじ交付金を活用することで、市の一般財源負担の軽減を図りました。</p>		
今後の方向性	上記の取組を継続します。		

(5) 居場所や多様な遊びや体験・活躍できる機会づくり

【事業番号 11】

事業名	児童センター及び児童遊園の充実 【新規】	担当課	子育て支援課
事業内容	児童センターでは、子育て家庭が交流できる場として、児童厚生員による育児相談を行うなど、子育て環境の充実を図ります。また、児童が安心して遊ぶことができる場所を確保するため、児童遊園の遊具の点検や修繕等を実施します。		
令和6年度までの取組	市内5か所の児童センターについて、「もばらで子育てガイドブック」を用いて周知に努めました。 また、児童厚生員の資質向上のため、研修への参加及び児童館運営に係る情報提供を行いました。 市内44か所の児童遊園において、適宜修繕や草刈り等の維持管理を実施しました。		
今後の方向性	上記の取組を継続します。		

基本目標 2 母親と乳幼児等の健康の保持及び増進

子どもの健やかな成長のためには、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対し切れ目ない支援を提供することが重要です。

そのため、保護者が安全・安心に妊娠・出産・育児ができるよう、母子健康手帳の交付、産前産後サポート事業、ママ・パパ教室の開催、産前産後サポート訪問、乳幼児への訪問指導、健康診査、健康相談、発達支援、歯科健診等を実施し、子育て環境の整備に努めます。

食生活の面では、近年の社会環境等の変化に伴い、食生活の乱れや肥満傾向の増加などが見られることから、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、乳幼児の栄養指導、保育所、学校給食の推進等を通し、子どもたちの成長過程に応じた食育を推進していきます。

また、子どもの健全な育成のためには、小児医療体制の整備が最重要課題となります。限られた医療資源のなか、関係機関と連携を図りながら、地域の医療体制の整備、休日・夜間医療体制、二次救急医療体制の整備に努めます。

(1) 子どもや母親の健康の保持・増進

【事業番号 12】

事業名	母子健康手帳等の交付	担当課	子育て支援課(こども家庭センター)
事業内容	妊娠、出産、子どもの成長記録として全ての親子が活用できるよう、母子健康手帳を保健センターで窓口交付します。交付に際しては、母子健康手帳の使い方の説明、母子保健事業の紹介、妊娠中の生活についての指導、妊婦・乳児健康診査受診票の使い方の説明、子どもの医療対策の周知に努めます。転入妊婦については、連絡票を作成・活用しています。また、ハイリスク妊婦等を支援するため、相談体制の充実と産婦人科医との連携を図ります。		
令和6年度までの取組	住民登録のある妊婦に対し妊娠届を提出してもらい、母子健康手帳本体及び別冊副読本を交付し、制度や活用方法について周知に努めました。 保健師か助産師が全数面接を実施しており、アンケートを用いて、妊婦・家族の相談内容の確認、その後ケアプランを作成し、ハイリスク妊婦・特定妊婦には、今後の関わりが持ちやすいように相談体制の充実に努めました。		
今後の方向性	上記の取組を継続します。		

【事業番号 13】

事業名	産前産後サポート事業	担当課	子育て支援課(こども家庭センター)
事業内容	家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図るため、助産師や保健師等による相談支援を実施します。		
令和6年度までの取組	身近に相談相手がおらず、不安を抱えている妊産婦に対し、助産師等が中心になり、日帰り型・集団型として「ままのわ」や「ままのわミニセミナー」等を、個別型として「助産師相談」を実施しました。自主グループ「もばぴよ」のサポートも行い、孤立予防につながっています。		
今後の方向性	各児童センター事業と連携することで、より多くの産婦が気軽に相談できる体制づくりに努めます。		

【事業番号 14】

事業名	ママ・パパ教室の開催	担当課	子育て支援課(こども家庭センター)
事業内容	充実した妊娠期を過ごすことが母体、胎児ともに必要であり、子育て期の初めての事業として、ママ・パパ教室を開催しています。夫や仕事を持つ妊婦がより参加しやすいよう、土曜日も設定しています。近年は育児面(児童虐待予防含む)や夫の育児参加の指導を充実させています。		
令和6年度までの取組	妊婦とその家族などを対象とし、平日コースと土曜日コースを設けて開催しました。産後の育児や栄養・歯科保健の内容及び助産師の講義を充実させました。沐浴やおむつ交換などを体験したり、先輩ママやパパと交流する機会を設けたりすることで、育児に関する不安を緩和し、夫婦が協働して子育てができるような工夫に努めました。		
今後の方向性	出生数は年々減少しているため、市に期待される本事業のあり方を考えながら内容を検討して実施します。		

【事業番号 15】

事業名	産前産後サポート訪問	担当課	子育て支援課(こども家庭センター)
事業内容	ハイリスク妊婦や特定妊婦を中心に、安心して出産・子育てができるように助産師や保健師が家庭訪問を行います。 産婦については、「乳児家庭全戸訪問(赤ちゃん訪問事業)」にて、産後うつが心配される等の継続支援が必要な産婦に対し、安心して子育てができるように助産師や保健師が訪問を行います。		
令和6年度までの取組	平成28年度までは「新生児訪問・妊産婦訪問」として事業を実施していましたが、平成29年度に「新生児訪問」と「こんにちは赤ちゃん訪問」を統合し、「赤ちゃん訪問」としました。その後は「妊産婦訪問」として実施しています。 妊娠届出時に若年・高齢・精神疾患の既往、生活困窮などの課題がある妊婦に対し、助産師や保健師が妊娠中から産後にかけて訪問しました。その他、「赤ちゃん訪問事業」にて育児不安が強いなどの継続支援が必要な産婦に対して助産師や保健師等が訪問しました。		
今後の方向性	上記の取組を継続します。		

【事業番号 16】

事業名	乳幼児訪問指導の実施	担当課	子育て支援課（こども家庭センター）
事業内容	育兒不安がある親や各種健診、相談後に継続個別指導が必要な乳幼児に対し、定期的に訪問や電話をかけ、保健指導を行います。また、乳幼児健診の未受診者に対し、保護者等へ健診の必要性について理解を促し、受診勧奨に努めます。		
令和6年度までの取組	妊娠届出や乳児相談・幼児健康診査にて継続支援が必要と判断した家庭には、電話・面接・訪問による継続支援を実施するとともに、必要に応じて関係機関のサービスに繋げました。また、乳児相談・幼児健康診査未受診者に対し、保健師による電話・訪問を実施し、受診勧奨と状況把握に努めました。		
今後の方向性	上記の取組を継続します。		

【事業番号 17】

事業名	乳幼児健康診査の実施	担当課	子育て支援課（こども家庭センター）
事業内容	乳児健診（3～6か月児、9～11か月児：医療機関に委託）、1歳6か月児・3歳児健康診査を実施するとともに、支援の必要な母子に対しては、家庭訪問、電話相談を実施し、継続的に支援しています。また、関係機関と連携し、療育支援事業の紹介をしています。未受診者の中により支援が必要な家庭が存在することから、訪問や関係機関との連携により、情報収集に努め、適切な支援を実施します。		
令和6年度までの取組	法定健診として1歳6か月児・3歳児健診を年12回実施、市任意事業として2歳児歯科健診を年6回実施しました。健診の結果、経過観察や要精密検査となった児童については、保健師が電話や訪問等により適切な支援を実施しました。発達に心配のある児童については、遊びの教室（ひまわりっこ教室）や子育て相談のほか、関係機関の療育支援事業につなげました。また、未受診者については、訪問等で受診勧奨を実施するとともに状況把握に努めました。		
今後の方向性	上記の取組を継続します。		

【事業番号 18】

事業名	乳幼児健康相談の実施	担当課	子育て支援課(こども家庭センター)
事業内容	乳児がいる家庭を対象に、育児不安等への早期援助と、育児情報の交換による仲間づくりの支援を図るため、6か月乳児相談を実施します。親子遊びを通し、親子の愛着形成の促進を図り、母親同士の交流がもてるように促すとともに成長、発達の支援を行います。6か月乳児相談の場において、図書館・子育て支援課の2課合同のブックスタート事業を実施しており、親が本の読み聞かせを通して子どもとのかかわりを学ぶ機会の提供に努めます。また、随時、乳幼児がいる家庭を対象に個別相談に応じます。		
令和6年度までの取組	集団指導にて生後6か月時期に必要な親子のふれあい遊び・情緒発達の話(保育士)の指導を実施しました。健康相談(保健師)、離乳食の進め方(栄養士)、歯の手入れ方法(歯科衛生士)については、個別指導を実施しました。		
今後の方向性	上記の取組を継続します。		

【事業番号 19】

事業名	乳幼児発達支援の充実	担当課	子育て支援課(こども家庭センター)
事業内容	遊びを中心に親子のふれあいを通して、幼児の発達を支援する「ひまわりっこ教室」と個別の専門相談として子育て・ことばの相談を行い、乳幼児の発達支援の充実に努めます。		
令和6年度までの取組	就学前の発達の遅れが心配される子どもへの発達支援及び育児不安や育児ストレスの高い保護者への支援を実施しました。支援の一環として、楽しい遊びや共感体感を通じて人間関係の深まりや情緒面の発達支援のための遊びの教室(ひまわりっこ教室)や育てづらさや子育てに不安がある保護者へ対し臨床心理士による子育て相談、うまく発音できない、言えることばの数が少ないなどのことばに関する悩みには、言語相談員によることばの相談を実施しました。		
今後の方向性	上記の取組を継続し、乳幼児発達支援の充実に努めます。		

【事業番号 20】

事業名	歯科健康診査等の実施	担当課	健康管理課（保健センター）
事業内容	<p>歯科医師による歯科健康診査、及び歯科衛生士による個別指導を実施しています。1歳6か月、3歳児健診及び2歳児歯科健診においては、希望者にフッ化物歯面塗布を実施するとともに個別指導に重点を置き、むし歯予防の啓発に努めます。</p> <p>また、幼稚園・保育所巡回歯科指導をはじめ、小学1・3・5年生と中学1年生まで継続した歯科指導を行うことにより、将来にわたり健康な生活が送れるよう「8020運動」を推進しています。</p>		
令和6年度までの取組	<p>各幼児健診において、歯科衛生士による個別指導及び希望者に対しフッ化物塗布事業を実施しました。</p> <p>幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校の歯科指導を実施するとともに、歯質強化を目的としたフッ化物洗口を市内の幼稚園・保育所・認定こども園・小学校を対象に実施しました。</p>		
今後の方向性	<p>各関係機関と連携を図りながら歯科健診及び歯科健康教育等を実施していきます。妊婦については歯科医師会の協力のもと、市内指定医療機関にて個別歯科健診を実施していきます。歯質強化のためにフッ化物塗布やフッ化物洗口を継続して実施し、う蝕罹患率の減少を図ります。</p> <p>また、様々な機会を捉えてむし歯や歯周病等も含めた歯科疾患の予防について啓発に努めます。</p>		

【事業番号 21】

事業名	出産・子育て応援事業【新規】	担当課	子育て支援課(こども家庭センター)
事業内容	<p>全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、身近で相談に応じ様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用者負担軽減を図る給付金による経済的支援を一体的に行う事業です。</p>		
令和6年度までの取組	<p>令和4年4月1日以降、令和5年3月16日以前に出産し、赤ちゃん訪問を終了している養育者（主に産婦）を出産・子育て応援給付金の遡及対象者として、10万円を支給しました。死産している産婦には出産応援給付金として5万円を支給。</p> <p>また、令和5年1月以降、令和5年3月16日以前に妊娠届出をした妊婦を出産応援給付金の遡及対象者として5万円を支給しました。</p> <p>事業開始後は、妊娠届出時に妊娠・出産・子育てまでの見通しがつくように助産師等が面談を行い、出産や育児関連用品の購入費用の助成として出産応援給付金5万円を給付しています。出産を控えた妊娠7か月ごろに妊娠・出産・子育てに関する不安などについてアンケートを送付し、助産師の面談を希望があれば家族も含めて面談できる機会を提供しています。出産後には、赤ちゃん訪問で子育てに関する悩みや不安を聞き取り、子育て支援サービスを紹介するとともに子育て応援給付金を支給しています。</p> <p>※妊娠後期のアンケートは事業開始当初から、各給付金の申請は令和5年9月から電子申請で受理できるようにしています。</p>		
今後の方向性	<p>令和7年度から、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、伴走型相談支援は妊婦等包括支援事業に、出産・子育て応援給付金は妊婦のための支援給付となる予定であり、継続して実施します。</p>		

(2) 食育の推進

【事業番号 22】

事業名	乳幼児の栄養指導の充実	担当課	子育て支援課(こども家庭センター)
事業内容	6か月乳児相談においてフードモデルやベビーフードの展示を行い、離乳食の進め方や与え方を理解し、離乳食の大切さについて認識を深める機会を提供します。また、乳児相談及び幼児健診、電話相談等で離乳食や幼児食の不安が解消できるよう努めます。		
令和6年度までの取組	6か月乳児相談において離乳食の展示と栄養士による離乳食の進め方の個別相談を実施しました。その後の幼児健診では、個別指導後に電話をかけて事後相談を行うなど、個々に応じたきめ細やかな食事指導を実施しました。また、クックパッドやインスタグラムにおいて月齢別の離乳食レシピや子ども向けのレシピなどを掲載し、デジタル化に対応した食育推進に努めました。		
今後の方向性	引き続き事業を継続、実施していきます。乳幼児の個々に異なる食の悩みや心配事を保護者から傾聴し、それぞれの成長や発達に応じた指導と相談ができるよう努めていきます。		

【事業番号 23】

事業名	保育所給食の推進	担当課	保育課
事業内容	自園給食方式により、3歳未満児の完全給食と3歳以上児の副食給食・離乳食・食物アレルギー対応食の提供に努めます。また、個々の栄養管理・体験を通しての食育・望ましいマナー等、保育所給食の充実に努めます。		
令和6年度までの取組	園児の発育・発達状況、栄養状態、生活状況を把握するため、成長曲線の確認、食生活アンケート等を行いました。 食物アレルギー、離乳食、肥満対応等の面談・相談業務を行いました。 摂食状況の確認、嗜好調査をし、献立改善に活用しました。 食育計画に沿い、園児と保護者に対する食育活動を行いました。 園児の個人差や特性に合わせた個別対応食を提供しました。		
今後の方向性	保育所と連携を図りながら、上記の取組を継続し、保育所給食と食育活動の充実、保護者支援に努めます。		

【事業番号 24】

事業名	学校給食の推進	担当課	学校教育課（学校給食センター）
事業内容	<p>児童生徒の発育や健康をつかさどる学校給食については、給食センター方式で実施しており、望ましい食習慣の形成や食事マナーの指導等を推進します。また、バランスのよい食事の提供や郷土色を取り入れた地元産の食材の使用等、学校給食の充実に努めます。さらに、児童生徒の家庭に対しては、献立表や給食だよりを発行・配布するなど情報の提供に努めます。</p>		
令和6年度までの取組	<p>児童生徒の心身の健康を増進するために必要な栄養素を、バランスよく提供することに努めました。</p> <p>旬の食材や地元産の食材を生かした季節感のある献立とすることで、食育の推進や学校給食の充実に努めました。</p> <p>給食に対する関心を高めるため、保護者に対して献立表や給食だよりを配布し、情報を提供しました。</p> <p>各小中学校へ、食に関する指導の一環として、食品ロスや三色群の授業を行い、また給食時間の放送や食育だよりを通じて、地元産の食材や学校給食の歴史などについて、食育指導を行いました。</p> <p>学校給食センターでは、家庭教育学級などの試食会で、保護者を含む市民に、学校給食の安全安心な提供・バランスのとれた献立・食品ロスについての講話に努めました。</p> <p>食材料費が高騰している中、子育て世代の保護者の経済的負担の軽減を図るため、多子世帯が扶養している第3子以降の小中学校在籍児童生徒の給食費の無償化及び、食材料費の物価高騰分を市が負担しました。</p>		
今後の方向性	<p>今後も学校と細やかに連携を取りながら、上記の取組を継続し、さらに食育指導の充実に努めます。</p>		

【事業番号 25】

事業名	生涯を通じた食育の推進	担当課	健康管理課（保健センター）
事業内容	<p>生涯を通じた健康づくりの一貫として、正しい食生活習慣の普及活動を展開します。また、地産地消の推進など食育活動に努めます。</p>		
令和6年度までの取組	<p>学童クラブや福祉センター等の他機関と連携し、食育教室を通じて望ましい食習慣を普及しました。</p> <p>また、クックパッドやインスタグラムで子ども向けレシピや地産地消レシピなどを掲載し、デジタル化に対応した食育を引き続き行いました。</p>		
今後の方向性	<p>「健康もばら21」の理念に基づいて、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進を協働して行っていきます。</p>		

(3) 小児医療体制の確保

【事業番号 26】

事業名	地域医療体制の整備	担当課	健康管理課
事業内容	多様化する医療ニーズに対応するため、医師会及び歯科医師会の協力を得ながら医療機関との連携を図ります。		
令和6年度までの取組	限られた医療資源の中で、小児専門医療機関と小児科を標榜する一般医療機関がそれぞれの機能に応じた役割を担っていくことにより、効率的な医療体制を構築していけるよう関係機関との連携を図りました。		
今後の方向性	上記の取組を継続するとともに、基幹病院である長生病院の医師確保、小児の救急医療体制の整備について関係機関に働きかけていきます。		

【事業番号 27】

事業名	休日・夜間医療体制の整備	担当課	健康管理課、子育て支援課（こども家庭センター）
事業内容	休日・夜間当番医療体制、子どものかかりやすい病気やけが、事故の予防と対処方法の情報提供及び周知に努めます。		
令和6年度までの取組	市公式ウェブサイト、広報紙等において、救急安心電話相談（#7119）・こども急病電話相談（#8000）の周知、啓発などを通して、初期救急時の対応に関する情報を提供し、保護者の不安軽減に努めました。 また、医師会の協力のもと、小児救急講習（ままのわミニセミナー小児救急編）を開催し、適切な医療受診ができるように知識の普及に努めました。		
今後の方向性	上記の取組を継続するとともに、救急医療の負担軽減を図るため救急医療機関への適切な受診の啓発にも努めます。		

【事業番号 28】

事業名	二次救急医療体制の整備	担当課	健康管理課
事業内容	救急の受入れ体制がない時間帯（空白時間）が生じないよう関係機関と連携を図ります。		
令和6年度までの取組	小児医療におけるそれぞれの役割分担を明確化するとともに、初期、二次の救急医療体制における円滑な受入れ体制の整備について関係機関に働きかけました。		
今後の方向性	救急の受入れ体制がない時間帯（空白時間）が生じないよう関係機関と連携を図るとともに、救急医療の負担軽減を図るため、初期救急時の対応に関する情報提供を行うなど適切な受診の啓発にも努めます。		

基本目標3 子育てを支援する環境の整備

核家族や共働き家庭の増加に伴い、多くの子育て家庭で、仕事と家庭の両立について悩みを抱えています。

そのため、父親と母親が協力して子育てをしていくという意識を持ち、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することができるよう、男女の働き方の意識の是正、仕事と家庭の両立のための啓発・広報の推進を実施するなど、職業生活と家庭生活との両立の支援に努めます。

また、子育て世帯が安心して生活ができるよう、公共施設等で気軽に授乳室やベビーベッドを充実するなど、子育て世帯にやさしい生活環境の整備や、保育所等で防犯講習等を実施するなど、子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進をしていきます。

さらに、子ども・若者が自殺に追い込まれることのないよう、こころの健康相談を実施するなど自殺対策の推進を図ります。

(1) 職業生活と家庭生活との両立の支援

【事業番号 29】

事業名	男女の働き方の意識の是正	担当課	企画政策課、商工観光課
事業内容	固定的な性別役割分担意識、職場における慣行等を解消するため、研修会・講演会への参加促進やパンフレットの配布に努めます。関係機関との連携により今後も意識の是正に努めます。		
令和6年度までの取組	研修会、講演会への参加促進及び、パンフレットの配布については、国・県・関係団体から提供されるチラシやパンフレット等を庁内に設置、また、男女共同参画に係る会議、行事等で配布しました。また、近隣の市町村と連携し、出産・子育てに家族で協力して取り組むことの重要性についての講演会を実施し、家事・育児は女性の仕事という固定的な性別役割分担意識の是正に努めました。 関係機関主催によるセミナーや法制度に関するチラシ等の案内を市窓口や公共施設で配布するとともに、市公式ウェブサイトの「事業者の方へ」の中で「雇用均等について」と題し「男女雇用機会均等法について」「ポジティブアクションについて」「次世代育成支援対策推進法について」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律について」の項目を設け、情報を提供しました。 また、SNSにおいても、制度に関する情報の発信を行いました。		
今後の方向性	引き続き、茂原市ハートフルフェスタ実行委員会（ボランティア組織）や茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会（庁内組織）と協働し、固定的な性別役割分担意識の解消やハラスメント防止等をテーマとした研修会・講演会の開催及び、パンフレットの配布や、市公式ウェブサイトを通じた意識啓発に努め、性別に関わりなく働きやすい職場環境づくりの実現のための意識醸成を図ります。 国、県をはじめとする関連機関の取組を有効活用するとともに、法令・施策等の情報提供を強化することで、男女の働き方の意識の是正に努めていきます。		

【事業番号 30】

事業名	仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進	担当課	企画政策課、商工観光課
事業内容	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法等について企業・事業主等への啓発に努めるとともに、住民に対する広報に努めます。今後も講演会や講座への参加、パンフレットの配布、男女雇用機会均等法などの法制度の周知・啓発に努めます。		
令和6年度までの取組	<p>法制度やワーク・ライフ・バランスの現実、女性の社会進出及び、男性の家事・育児参画等に関する研修会・講演会について、国・県・関係団体から提供されるチラシやパンフレット等を1階情報公開コーナー及び、4階企画政策課窓口に設置。また、男女共同参画に係る会議や行事等で配付しました。</p> <p>関係機関主催によるセミナーや法制度に関するチラシ等の案内を市窓口や公共施設で配布するとともに、市公式ウェブサイトの「事業者の方へ」の中で「働き方について」と題し、「働き方改革について」「ワーク・ライフ・バランスについて」「育児・介護休業法制度について」の項目を設け、情報を提供しました。</p> <p>また、SNSにおいても、制度に関する情報の発信を行いました。</p>		
今後の方向性	<p>茂原市ハートフルフェスタ実行委員会と協働し、法制度やワーク・ライフ・バランスの実現をテーマとした研修会・講演会への参加促進及び、パンフレット配布や市公式ウェブサイト等を用いた啓発を行い、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりのための意識啓発に努めます。</p> <p>国、県をはじめとする関連機関の取組を有効活用するとともに、法令・施策等の情報提供を強化することで、仕事と子育ての両立に向けた啓発・広報を推進していきます。</p>		

(2) 子育て世帯にやさしい生活環境の整備

【事業番号 31】

事業名	子育て世帯にやさしい公共施設等の整備	担当課	管財課
事業内容	公共施設等において、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室などの子育て世代が安心して利用できる施設の整備・維持に努めます。		
令和6年度までの取組	<p>トイレや1階授乳室の清掃、手指消毒液や授乳室内の照明器具等の適切な管理をし、安心して利用できる施設環境の整備に努めました。</p> <p>また、令和5年11月に行った「ベビーファースト宣言」に基づき、障害のある方や小さなお子さんをお連れの方などが利用できる専用駐車場の看板設置や、授乳室等の案内ポスターの掲示を行い利用促進に努めました。</p>		
今後の方向性	子どもや乳幼児等の親子連れが利用しやすい施設環境に留意し、適切な施設運営と維持管理に努めます。		

(3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進、自殺対策の推進

【事業番号 32】

事業名	防犯講習の実施	担当課	学校教育課、保育課
事業内容	子どもが犯罪等に遭わないようにするために、校内における危機管理マニュアルによる実践的な講習訓練、保育所園児を対象に不審者対応訓練を実施します。		
令和6年度までの取組	各学校で危機管理マニュアルに基づいた訓練等を実施する際、警察等に依頼し、防犯講習等も併せて実施しました。 保育所において作成した防犯マニュアルに基づき、警察の指導を仰ぎながら、毎年定期的に不審者対応訓練を実施しました。		
今後の方向性	上記の取組について、内容を警察等と協議し、内容等を精査しながら継続します。		

【事業番号 33】

事業名	こころの健康相談【新規】	担当課	健康管理課		
事業内容	臨床心理士等による相談専門職の個別相談により、様々な悩みに対し助言・情報提供をし、医療や福祉等の関係機関に相談を繋げます。				
令和6年度までの取組	思春期世代や保護者等、様々な悩みを抱える方に対し、臨床心理士が個別に相談を実施して、各種情報提供や関係機関の紹介等を行いました。				
	項目	R 2	R 3	R 4	R 5
	実施回数	11回	10回	11回	11回
	利用者数	28人	22人	30人	31人
今後の方向性	引き続き月1回の相談日を設定し、広い世代の相談を受け付けます。				

基本目標4 配慮を必要とする子どもや家庭への支援

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすため、虐待の発生予防は、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

そのため、問題が深刻化する前の早期発見が必要であり、母子保健事業を通じて家庭状況を把握するなど、連携して発生予防に努めるとともに、虐待への対応については、要保護児童対策地域協議会を設置し、被害を受けた子どもに対する細やかな対応に努めます。

また、ひとり親家庭への支援については、自立・就業支援、児童扶養手当の支給、公営住宅の優先入居制度の活用などを通して支援に努めます。

さらに、障害児施策の推進については、障害がある子どもには、個々に応じた支援が必要であるため、支援が必要な子どもと子育て家庭に対し、関係機関で連携し、支援体制の充実に努めます。

(1) 児童虐待防止対策及びヤングケアラー支援

【事業番号 34】

事業名	要保護児童対策地域協議会の運営	担当課	子育て支援課(こども家庭センター)
事業内容	児童虐待を防止するとともに、虐待に対応するための環境整備を目的として、「要保護児童対策地域協議会」を設置します。教育、学校、警察、法務局の代表が集まり、情報交換や、課題や対応策等を協議する場を設けます。		
令和6年度までの取組	児童虐待等の問題を抱える家庭について、各機関の担当者が集まり要対協の対象となる全てのケースの状況把握と支援方針の見直しを行う実務者会議や個別のケースの支援に直接関わる担当者により具体的な支援方法を協議する個別支援会議を開催し、支援の方向や関係機関の役割分担、情報共有を行い支援体制の確立を図りました。		
今後の方向性	引き続き関係機関との連携、情報共有を密にし、児童虐待対応に努めます。		

【事業番号 35】

事業名	虐待の発生予防	担当課	子育て支援課(こども家庭センター)
事業内容	<p>児童虐待の発生を予防するため、日常的な育児相談機能の強化や、養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした、母子保健事業の強化に努めます。赤ちゃん訪問事業、乳児相談、幼児健康診査等において育児負担の状況把握をし、虐待の発生予防に努めます。</p>		
令和6年度までの取組	<p>妊娠期から育児に不安を抱える親に対して、子育てに関して必要な情報を提供するとともに、妊娠届出時アンケート、幼児健診時のすこやか親子21関連のアンケート等を参考にしながら、不適切な養育にならないように保健指導を行いました。</p> <p>また、乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問を含む)、乳児相談、幼児健診等からの情報を基に、各子育て支援サービスの情報提供をすることで児童虐待の発生予防に取り組みました。虐待のリスクが高い児童については、要保護児童として取り扱い、関係機関と情報共有しながら必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、役割分担しながら支援を行いました。</p> <p>ヤングケアラー支援については、学校等と連携し、早期発見に努めました。</p>		
今後の方向性	<p>上記の取組を継続し、児童虐待の防止と早期発見に努めます。</p>		

(2) ひとり親家庭の自立支援及び子どもの貧困対策の推進

【事業番号 36】

事業名	ひとり親家庭等の自立・就業支援	担当課	子育て支援課
事業内容	<p>現行制度として、児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費等助成制度などがあり、自立・就学・相談支援の推進をします。また、母子家庭の母又は父子家庭の父の就労を支援するため、各種制度・支援をパンフレット、リーフレットを配布して周知に努めるとともに自立につながる対象教育訓練を受講した場合には、支払った経費の一部を支給します。</p>		
令和6年度までの取組	<p>国及び市の規則・要綱に従い、適正な給付を行いました。</p>		
今後の方向性	<p>ひとり親家庭等医療費助成については、資格の認定、他の医療費助成制度との調整を行い、適正な助成を行います。</p> <p>高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金については、相談者へのフォローアップ等を行い、制度の周知に努めます。</p>		

【事業番号 37】

事業名	児童扶養手当の支給	担当課	子育て支援課
事業内容	児童扶養手当の支給により、ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ります。		
令和6年度までの取組	<p>国・県の通知等に基づき、受給者の把握・認定処理・現況届受付等を行い、手当の適切な支給に努めました。</p> <p>制度改正により、令和6年11月分の手当から第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げるとともに、所得限度額を引き上げました。</p>		
今後の方向性	上記の取組を継続します。		

【事業番号 38】

事業名	優先入居制度の活用	担当課	建築課
事業内容	市営住宅の空き家募集において、公募型公開抽選により入居者を選考し、ひとり親世帯等の当選確率を優遇します。		
令和6年度までの取組	<p>少子化対策の一環として、子育て世帯が市営住宅に優先的に入居できるよう条例改正を行いました。従来の入居要件である茂原市内に住民登録がある方、及び勤務先を有している方に加え、市外在住者で配偶者がなく20歳未満の子を扶養している方も対象となるよう入居要件の緩和を行いました。</p>		
今後の方向性	入居者の対象範囲の拡大に伴い、継続してひとり親世帯の市営住宅への優先入居制度を実施します。		

(3) 障害児施策の充実・医療的ケア児等への支援

【事業番号 39】

事業名	自閉症及び乳幼児の発達障害への対応	担当課	障害福祉課、子育て支援課（こども家庭センター）、学校教育課
事業内容	発達障害が疑われる児童に対し、家族支援や相談を実施しています。また、該当する児童生徒に対し、指導コーディネーターの派遣など教育的支援を進めるとともに、発達障害の疑いのある乳幼児の子育て相談・ことばの相談・遊びの教室を実施します。		
令和6年度までの取組	<p>子どもの状況に応じ、より成長できる環境、最もふさわしい教育が受けられる場を考えていくため、就学相談を随時行いました。</p> <p>幼児健診等で発達に心配のある子どもについて、健診当日に臨床心理士等の相談が受けられる体制を整えています。その後も電話や訪問、次回の健診等により発達状況を把握し、必要に応じて子育て相談等や児童発達支援事業所、医療機関等の専門機関を紹介しました。</p>		
今後の方向性	上記の取組を継続するとともに、充実した体制で事業が行えるよう、引き続き増加傾向にある発達障害児をもつ家庭への対応の充実を図ります。		

【事業番号 40】

事業名	特別児童扶養手当の支給	担当課	障害福祉課	
事業内容	心身に障害のある児童を監護又は養育している方を対象にした特別児童扶養手当の支給について、国・県の指針に基づき、特別児童扶養手当の適正な事務を実施します。			
令和6年度までの取組	心身に障害のある児童を監護又は養育している方を対象に特別児童扶養手当を県より支給しました。			
	R 2	R 3	R 4	R 5
	354件	325件	323件	340件
	56,135千円	55,261千円	55,365千円	59,898千円
今後の方向性	今後も制度の周知を図るとともに、国・県の指針に基づき、適正な事務に努めます。			

【事業番号 41】

事業名	身体障害児補装具給付事業の実施	担当課	障害福祉課	
事業内容	身体に障害のある児童の日常生活を支援するため、車いすや補聴器等の補装具の支給及び修理を行い、健康の保持、生活の安定確保を図ります。国・県の指針に基づき、身体障害児の状況を踏まえながら、必要な補装具の給付を行います。			
令和6年度までの取組	身体に障害のある児童の失われた部位、又は欠陥のある部分を補うための用具（車いす、姿勢保持装置、補聴器等）の交付、修理を行いました。			
	R 2	R 3	R 4	R 5
	23件	20件	24件	17件
	3,924千円	2,562千円	5,738千円	5,815千円
今後の方向性	今後も補装具の適合状況を踏まえながら必要な支援を行っていきます。			

【事業番号 42】

事業名	障害児日常生活用具給付事業の実施	担当課	障害福祉課	
事業内容	障害児に対し、ネブライザー（吸入器）、たん吸引器、入浴補助用具や紙おむつ等の用具を給付し、日常生活における便宜と能率の向上を図ります。国・県の指針に基づくとともに、障害児の状況を踏まえながら、必要な日常生活用具の給付を行います。			
令和6年度までの取組	身体に重度の障害等がある児童の日常生活が、より円滑に行われるための用具（紙おむつ等）の給付を行いました。			
	R 2	R 3	R 4	R 5
	228件	234件	246件	220件
	2,449千円	2,526千円	2,427千円	2,492千円
今後の方向性	今後も障害のある児童の状況を踏まえながら必要な支援を行います。			

【事業番号 43】

事業名	障害児介護給付費及び障害児通所支援事業費等の支給	担当課	障害福祉課		
事業内容	在宅の障害児が指定事業者等において、居宅介護、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービス等のサービスを受けたときに、その費用の一部を負担します。各種支援において日常生活及び社会生活に必要な援助、指導を実施します。				
令和6年度までの取組	○支給決定者数 (人)				
		R 2	R 3	R 4	R 5
	居宅介護	4	4	2	3
	短期入所	36	44	17	24
	児童発達支援	52	64	81	145
	放課後等デイサービス	150	181	186	204
	○事業費 (千円)				
		R 2	R 3	R 4	R 5
	居宅介護	3,666	4,668	2,694	3,367
	短期入所	9,989	10,541	11,216	13,806
児童発達支援	68,608	86,282	111,639	154,080	
放課後等デイサービス	186,751	206,463	247,181	281,539	
今後の方向性	相談支援事業所と連携を図り、必要な支援を行います。				

【事業番号 44】

事業名	特別支援教育の推進	担当課	学校教育課		
事業内容	特別支援教育に対する正しい理解と認識を深めるとともに、「特別支援教育支援員」の計画的な配置、「特別支援教育研修会」の開催による教職員の専門性の向上、情報の共有化、関係機関との連携による特別支援連携協議会の開催、巡回相談の実施、専門家チームの設置、教育支援委員会の開催等、特別支援教育の一層の充実に努めます。				
令和6年度までの取組	特別支援学級の適切な教育課程の編成と教育実践に努めるとともに、特別支援教育に対する正しい理解と認識を深め、特別支援教育の充実に努めました。				
今後の方向性	上記の取組を継続し、特別支援教育の一層の充実に努めます。				

【事業番号 45】

事業名	障害児の生活支援ネットワーク化の推進	担当課	障害福祉課、子育て支援課（こども家庭センター）、学校教育課
事業内容	母子保健・児童福祉・社会福祉関係、身体障害者と家族の会、心身障害児者親の会、障害者地域作業所等の協力を得て、障害児の在宅生活を支援する一環として、関係機関・団体との情報の共有化と連携強化を図り、サービスの効果的な運用とネットワーク化に努めます。		
令和6年度までの取組	長生郡市総合支援協議会療育作業部会にて、母子保健、児童福祉、障害福祉、学校教育の現状を共有することができました。また、同作業部会にて長生郡市統一のライフサポートファイルが作成され、活用を促すために書き方会なども開催され、活用の促進をしました。		
今後の方向性	上記の取組を継続するとともに、充実した体制で事業が行えるよう、引き続き増加傾向にある障害児をもつ家庭への対応の充実を図ります。		

1 役割分担と連携

計画の推進にあたっては、全ての市民が、子ども・子育てを社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。市民、地域、事業者をはじめ社会全体で子ども・子育てにかかわるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて市民へ本計画の周知を行っていきます。

また、多様化した子育て支援に関する市民ニーズにきめ細かく対応していくためには、行政側からの一方的なサービス提供のみでは困難です。本計画における多くの事業は、人と人とのふれあいや、様々な人たちとのかかわりが重要な要素であることから、NPO、地域団体などの各種関係団体と連携し、また市民の皆さまのご協力を得ながら、施策を推進していきます。

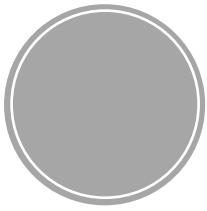
2 進行管理

(1) 推進状況の点検・公表の方法

本計画は、子育て支援課を主管課に関係各課の協力により、毎年度、進捗状況を把握するとともに、評価・点検を行い、以降の取組に生かしていきます。

(2) 推進状況の公表

本計画の推進状況は、毎年度、市民に対して、市のホームページ等を活用して発表し、周知を図ります。



資料編

- ① 計画策定の経過
- ② 茂原市子ども・子育て審議会条例
- ③ 茂原市子ども・子育て審議会委員名簿

第3期茂原市子ども・子育て支援事業計画

発行：茂原市 福祉部 子育て支援課

発行年月日：令和7年3月

〒297-8511 千葉県茂原市道表1番地

TEL：0475-20-1573 FAX：0475-20-1606

市ホームページ：<https://www.city.mobara.chiba.jp/>